

令和3年3月18日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市	民	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
企	画	田	崎		靖
財	政	川	原	逸	生
課	長	中	村	祐	介
兼	選	江	島	裕	臣
管	理	下	村	浩	信
委	員	山	浦	康	則
会	事	藤	井	節	朗
務	局	山	崎	公	和
長		幸	尾	か	おる
福	祉				
課	長				
商	工				
観	光				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

令和3年3月18日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和3年3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	4 杉 原 元 博	<p>1. コロナ禍の就職・求職支援について</p> <p>(1) コロナ禍での倒産・失業・離職の状況について</p> <p>(2) 再就職・求職相談内容について</p> <p>(3) 先般の鹿島市企業説明会の反響、参加者の声について</p> <p>(4) 求職者支援体制の活用について</p> <p>(5) 離職した求職者に対する支援・対策について</p> <p>2. 鹿島市の移住支援について</p> <p>(1) これまでの鹿島市への移住実績と支援について</p> <p>(2) 空き家バンクの登録状況について</p> <p>(3) 一極集中是正についての市の考えは</p> <p>(4) 「関係人口」の増加に繋げる対策について</p> <p>(5) 「ワーケーション」の普及・導入について</p> <p>(6) 今後の移住支援と受け入れ体制について</p>
6	5 樋 口 作 二	<p>1. 有機農業の進展について</p> <p>(1) 東京オリンピック選手村で提供される食材について</p> <p>(2) 世界の有機農業の情勢について</p> <p>(3) 佐賀県や鹿島市の有機農業の実態について</p> <p>(4) 学校給食食材の有機農産物使用について</p> <p>2. 鹿島市の道路整備と安全対策について</p> <p>(1) 鹿島バイパスと207号井手・西葉線について</p> <p>(2) J R 西葉陸橋付近の道路整備について</p> <p>(3) 国道207号の越波対策工事について</p> <p>(4) 越波対策事業におけるアセスメントについて</p>
7	1 中 村 日出代	<p>1. 田澤義鋪氏の立像について</p> <p>(1) 田澤義鋪氏について</p> <p>(2) 立像の設置場所について</p> <p>2. 市民武道館（三道会）の避難場所としての整備について</p> <p>(1) 昨年の豪雨時に避難場所として開設されなかった理由について</p> <p>(2) 和式トイレから洋式トイレへの改修について</p> <p>3. 生活困窮者の自立支援制度の実施状況と課題について</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援法第2条について</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援相談について</p> <p>① 自立支援相談件数について</p> <p>② 自立相談の内容について</p>

順番	議員名	質問要旨
7	1 中村 日出代	4. 全国社会福祉協議会の緊急調査結果について（令和2年11月25日） (1) 自立支援プランの作成状況について (2) 支援相談環境について 5. 鹿島市地域福祉計画について (1) 第2回鹿島市地域福祉計画策定委員会について（平成29年10月12日） (2) 国の地域福祉計画策定状況調査について

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。4番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○4番（杉原元博君）

おはようございます。4番議員、杉原元博でございます。通告に従い一般質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大から既に1年以上が経過しましたが、終息に向けては、今なお先行き不透明な部分が多い状況であります。医療や介護の現場で一生懸命に働いておられる方々、感染予防に尽力しておられる全ての皆様に心より感謝申し上げます。

先月より医療関係従事者からワクチンの接種が始まり、今後は高齢者の方々から順次接種が始まってまいります。コロナワクチンの円滑な接種に向け、実施主体となる自治体への丁寧で迅速な情報提供の必要性を強く感じています。

ワクチンの接種回数について、国は2回接種を前提に準備を進めていますが、今のところ、全体的なスケジュールがしっかりと確立できているとは言い難いような状況であります。万全の接種体制で市民の皆様がスムーズな接種を受けられるよう、そして、一日も早く新型コロナ感染が終息に向かっていくことを望んでいます。桜も今年は平年より早く開花宣言をいたしました。人々の心の底からの笑顔が一日も早く戻るよう願うものです。

新型コロナウイルス感染により、経済的に大打撃を受けておられる事業者の皆様に対し、鹿島市はこれまで数多くの支援、経済対策を実施してまいりました。市民の皆様からも好評

な鹿島でいーと！今こそ「家めし&店のみキャンペーン」は、クーポンを新たに10万枚追加発行し、5月末までの期間延長になりました。事業者の皆様への支援と家計の後押しとなる事業であり、大いに期待をしています。コロナの終息がなかなか見えてこない状況の中、今回は大きく2項目を質問いたします。

1点目は、コロナ禍の就職・求職支援についてです。

コロナ禍の影響で企業側の採用も厳しく、思うように就職ができない新卒の皆様もおられると思います。また、深刻な影響を受け、倒産による失業や離職された方々もおられるかもしれませんし、今後、この状況がまだまだ続いていく可能性もあります。

最初に、このコロナ禍での倒産、失業、離職の状況について、市が把握している範囲で答弁をお願いいたします。

次に、2点目として、鹿島市の移住支援について質問をいたします。

私たちがいまだ経験をしたことのない新型コロナウイルス感染の影響で、生活様式が一変し、働き方や日常生活の過ごし方など、大きく変化をしました。一方で、田園回帰現象で、密ではない地方に人々の関心が向けられ、大都市中心から自然豊かな地方へと人の流れを変えていく、そのことのできるチャンスであるとも捉えています。

最初に、これまでの鹿島市への移住実績と支援策についてお聞きをいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答で質問してまいりますので、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

私のほうからは、コロナ禍における市内事業所等の倒産、失業、離職の状況についてお答えいたします。

コロナの影響によると思われる市内事業所の倒産につきましては、昨年1社ございました。

また、コロナの影響によります従業員の解雇につきましては、飲食業3店舗で9人、小売店2店舗、これは先ほど申しました倒産した1店も含みますけれども、2店舗で2人ありまして、飲食、小売業合わせまして5店舗11名の方が、市の調査によりますと解雇という結果になっております。

この昨年8月末に倒産しました小売店につきましては、商工会議所も専門家派遣等によります経営改善計画書の作成など、最後まで事業継続に向けた支援を行ってきたところでございますけれども、コロナによります催事の中止などが影響し、経営環境が従前以上に悪化し、結果的には事業継続が困難となられたものでございます。

従業員の解雇に関しましては、宴会や法事の自粛などに伴います飲食店の営業不振が主な

要因と考えられますけれども、この解雇された方々も、現在は皆さん、再就職でありますとか元の事業所への復職を果たされておりました、コロナの直接的な影響により今現在も無職という方は、市内では見当たらない状況でございます。

ハローワークによりますと、鹿島管内では嬉野、太良の方から、特に宿泊業界に従事する方からの再就職に関する相談は多く寄せられているようでございまして、休業中の従業員の給与を補填する雇用調整助成金の活用などを促すことで、比較的現在も持ちこたえられている状況にあると推測されているとのことでございました。

また、有効求人倍率も徐々に上昇してきておりました、まだまだ予断は許しませんけれども、鹿島管内での雇用環境は、緩やかではありますけれども、回復基調にはあると担当課のほうでは判断しているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは、移住支援と実績についてお答えしたいと思います。

都市建設課で行っている移住支援施策と対策を5つほど紹介させていただきます。

まず1つ目が、鹿島市空き家活用事業、これは空き家バンク制度でございます。空き家の所有者と空き家の利用者を希望する方に登録をしていただき、市がその情報を提供する制度でございます。田舎暮らしU I Jターン定住促進などを目的にした制度を平成19年度より取り組んでまいりました。

令和3年2月末現在ですけれども、成約物件が53件ということで、そのうち、市外からの移住は29件となっております。3年以上、市外に居住された方が鹿島市内の空き家に市外から移住し、3年以上の定住を条件に空き家の改修費用の2分の1、上限の500千円の助成を行っているところでございます。

2つ目が、肥前浜宿空き町家入居促進事業は、平成27年度より令和元年度までの5年間実施しております。この事業は、国の地方創生関連の事業を財源としスタートさせたものでございます。支援の概要につきましては、肥前浜宿の空き家に市外から移住し5年以上の定住を条件としまして家賃の3分の2、これは月上限5千円を2年間、それと、家屋の改修費の費用の3分の2、これは上限2,000千円の支援をしております。

実績につきましては、平成27年度は家賃が3件、改修が4件、平成28年度は家賃が1件、平成30年度は家賃1件、令和元年度は家賃1件、合計家賃5件、改修2件でございます。

近年、肥前浜宿の町並みに魅力を感じて移住のお問合せをいただくことが多かったこと、また、鹿島市に移住を検討する方にも、肥前浜宿限定であるものの、移住政策の支援施策として御提示できる事業として有効に活用してきたところでございます。今後は、空き家バン

クの制度の中で紹介していくことになっております。

3つ目、平成29年度に地方創生拠点整備費において、重伝建地区の旧筒井家の住宅をお借りしまして、主に内部の整備を行いまして、移住体験施設の運用を平成30年4月よりスタートしております。受付や入金等の管理は市で行いまして、移住希望者の現地でのお世話の対応などの業務をNPOのまちづくり団体へ委託しているところでございます。周辺住民への紹介や地元情報の提供など、きめ細やかな対応につきましては、利用者からも好評でございます。料金については、1棟1泊1,500円、使用期間は1利用者14日以上31日以内となっております。

利用実績ですが、平成30年利用等が2件です。そのうち1件が移住につながっております。令和元年度の利用が2件で、1件移住につながっております。令和2年度利用実績で4件となっているところでございます。

4つ目ですが、定住促進住宅として古枝住宅及び中村住宅の入居募集を行っていますが、市外から多くの転入もあっております。古枝住宅は、平成25年度より3棟120戸を運用開始しまして、現在の入居状況は96世帯296人でございます。このうち、市外から転入された方は27世帯84人が入居されております。中村住宅は、平成31年3月より2棟40戸の入居を開始しております。1棟20戸を市営住宅、1棟20戸を定住促進住宅として運用しております。現在の定住促進住宅の入居状況は、20戸のうち14世帯41人が市外からの転入がなされております。

移住支援としまして、市外から転入された方は、2年以上の定住を条件に月3千円を2年間、家賃の免除がでございます。また、市外から転入された方で子供さんがいる場合は、2年以上の定住を条件に月2千円を2年間、家賃の免除をしているところでございます。

それと、5つ目ですが、定住促進対策の一環としまして、市営住宅の跡地を売却しまして有効活用を行っております。特に助成はありませんが、現在これらの跡地に住宅を建築し、居住している世帯は11世帯42名でございます。そのうち、2世帯8名が市外から転入をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

ただいま商工観光課と都市建設課の課長に詳しく、かつ丁寧に答弁をしていただきました。これより1点目のコロナ禍の就職・求職支援について一問一答で質問をしております。

コロナの影響で解雇された方々も、現在は全員が再就職や復職を果たされ、現在まで無職の方はいらっしゃらないとの答弁でありました。よかったと思う反面、まだまだ出口が見えず先行き不透明な状況であり、長期のコロナ感染の影響で体力が弱っておられる事業者の方

もおられるとの思い、大変心配でございます。

さらにコロナの影響で、ハローワークの求人数が減っているようでもあります。鹿島市だけでなく、ハローワークへの応募者も増え続け、新たな職を求める人々が増えているのではないのでしょうか。ハローワークだけで求人を探すのは現実的ではなく、民間の転職サイトを併用することも十分に考えられます。商工会議所やハローワークをはじめ、再就職や求職相談の実情と相談内容について、把握されている範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

再就職や求職相談の実情とその相談内容でございますけれども、現在まで、市のほうに直接再就職について相談が寄せられたというような事案はございません。商工会議所のほうにも問い合わせましたけれども、商工会議所のほうには、今、国、県、市が実施しております各種支援金や助成金、この申請手続についての問合せは多く寄せられているということで、就職に関しては、やはり多くの方がハローワークのほうに相談されているそうです、

相談内容の一例を幾つか御紹介させていただきますけれども、コロナの影響を受ける業種に現在就いているけれども、今後のことを考えると不安であると、コロナの影響を受けない職種に転職したいという方がいらっしゃいます。あと、県外で航空関係の仕事に就いていたけれども、退職をしたと、これを機に地元で就職したい。あと、関東方面での就職を考えていたけれども、このコロナを受けて、関東のほうには行かず地元で就職を探したいとか、現在、卸売業に勤務しているけれども、先行きが不安である、ほかの業種に転職したいなどの相談が具体的には寄せられているようでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

このような状況の中、県外や関東方面で働いておられた方々も、地元で就職先を探したい等の声があるようであります。

また、新型コロナウイルスの影響で、今年度の卒業予定者の就職内定率は、現段階で前年の84%をさらに下回ったといわれています。新卒の学生や生徒にとって、厳しい就職状況が続いている状況に変わりはありません。

鹿島市では、先月の2月4日にエイブルで高校2年生を対象とした企業説明会が行われました。今回で3回目となる鹿島市企業説明会には、市内の近隣の高校に通う2年生104人と保護者15人が参加をされました。コロナ禍で昨年よりは参加者が減ったものの、十分な感染

対策を取り、参加した生徒や保護者の皆様も真剣に聞き入っておられました。

〔映像モニターにより質問〕

エイブルでの会場ですが、こちらのほうは、ホールの中で行われた様子ですが、ホール内では非製造業、いわゆるソフト関連の企業の説明があっておりました。そして、3階の研修室のほうでは、製造業、工業系企業の説明があっておりました。これが説明会の模様を写しております。

そして、今回、さらによかった点は、今までで一番多い29社の市内の企業が説明会に参加をされたことです。会を重ねるごとに企業はそれぞれ工夫を凝らし、映像を使用しての会社の概要説明や現場の状況、また、会社で働く充実感や感想、体験など、自ら紹介もされておりました。私も実際に参加させていただきましたが、企業側の説明も非常に分かりやすく、よかったと思います。

実際に参加された高校生の反響や声について、そして、企業説明会に参加できなかった生徒を対象としたオンラインによる説明会についてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

松林総務部理事。

○総務部理事（松林 聡君）

それでは、御質問のありました企業説明会実施における反響や声及びオンラインによる説明会につきましてお答えをいたします。

議員から御紹介がありましたように、今回で第3回目となる企業説明会を、エイブルにおきまして、コロナ禍の状況を勘案しまして、会場をホール、非製造業と3階研修室を製造業に分けまして、時間も短縮いたしまして、感染防止対策を講じた上で実施いたしました。

市内及び近隣の高校4校から、2年生104名とその保護者15名の計119名の参加がありました。

また、今回はこれまで参加がありませんでした鹿島高校普通科からも生徒12名、保護者1名の計13名の参加があったところでございます。

参加企業のほうも29社と、昨年より4社増えまして、それぞれの企業が動画等を使用し、プレゼンテーションに工夫を凝らしながら、高校生に分かりやすい説明をされた企業が多かったという印象でありました。

御質問の1つ目の、実際に参加した高校生の反響や声についてでございますが、アンケート調査を実施いたしました、その内容ですけれども、説明会に参加して、鹿島にもこんなにたくさんの企業があることを知り、今後の進路を考える上でありがたい説明会だった。女性でも活躍できる製造業の企業があることを知り、参加してよかったというような声が聞かれています。企業説明会に参加する前は、もともと県外就職を考えていたけれども、説明会を聞いて地元、もしくは県内就職も検討してみたいと変化があったという回答が13名の高校

生から認められました。

一方、参加された企業のほうにもアンケート調査を行いました。企業説明会の実施効果なども含めて、商工会議所のほうから調査を実施してもらい、忌憚のない御意見を伺いました。今後も引き続き、企業説明会の参加を希望したいとの回答が7割を占めたほか、第1回目及び第2回目の企業説明会に参加した高校生について、採用につながったという回答が4社の企業からなされました。

このように学生及び企業のほうからも、参考になった、採用実績につながったという回答がありまして、反響としてはある一定の実施効果も出ているというふうに考えております。

また、今後、実施効果を上げていくために企業からの意見等も踏まえながら、実施方法の工夫改善などを検討していきたいというふうにも考えております。

それから、御質問の2つ目のオンラインによるウェブでの説明会についてでございますが、コロナ禍で来場できなかった生徒向けにウェブ版の特設サイトを立ち上げまして、3月1日より配信を行っております。具体的には、企業説明会に参加された28企業のおのおののコンテンツを設け、企業説明会当日のプレゼンの様子を含めた紹介動画をユーチューブで動画で配信し、募集要項なども併せて掲載し、非常にクオリティーの高いものになっているというふうに思っております。市役所のホームページにリンクを貼っておりますので、そこから特設サイトのほうに移行できますので、ぜひ皆様方にも一度御覧いただければというふうに考えております。

参加した近隣の4高校には、既にこの特設サイトの案内を行って、周知をしていただいておりますので、今後、視聴が進んでいくものというふうに考えております。

さらに県内の佐賀大学のキュアリアセンター、西九州大学や西九州短期大学の学生支援課のほうにも特設サイトの案内を行っており、既に学生ポータルサイトのほうにもアップしてもらっている状況です。これから就職活動の時期に入りますが、大学生等にも視聴していただいて、鹿島の企業にも関心を持ってもらえればというふうに考えております。

議員のほうから、かねてより企業説明会の参加対象枠、県内の大学等への拡大についての御提案もあっているところであり、今回はこういった形でウェブ版企業説明会特設サイトの案内を各大学に周知することで、少しずつではありますけれども、そういう対象の拡大につながる取組を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

詳しく答弁していただきありがとうございます。このように、すばらしいパンフレットもできておりました。（現物を示す）参加された企業のごことが非常に分かりやすく掲載をされ

ております。今後は、杵藤地区内の近隣の高校や県内及び近県の大学生など、参加対象枠を拡大して取組をしていただければと思っております。

また、2022年春卒業予定の大学生らを対象にした合同企業説明会、これは佐賀労働局主催ですが、3月4日、佐賀市内で開かれております。新型コロナウイルスの影響で就職環境が厳しさを増す中、一昨年より倍以上となる115人の学生が訪れ、希望業種のブースを熱心に回ったとのこと。昨年はコロナ禍で中止を余儀なくされており、学生と企業が直接出会う場を確保したいと開催方法を工夫、会場内の密集を防ぐために、出展企業は例年の約半数の35社に絞り、学生に手指の消毒やマスク着用を促すなど、感染防止対策を徹底して開かれております。鹿島市内の企業は、大学卒の採用が平均すると約4割程度あると聞いております。近隣の大学生にも鹿島の企業をもっとよく知ってもらいたいと思っております。

次に、求職者支援制度の活用についてお伺いいたします。

求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すための制度です。新型コロナの影響を受けて、シフトが減少した方や休業を余儀なくされている方々など、働きながら訓練を受講しやすくするため、求職者支援制度に特例措置を設けました。その活用方法など具体的に、ケーブルテレビを御覧になっている方々にも分かりやすく答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

それでは、私のほうから求職者支援制度についての御説明をいたします。

この制度でございますけれども、雇用保険を受給できない方が厚生労働省の認定を受けた民間の訓練機関が実施する職業訓練を受講し、この訓練によりスキルアップを通じて早期就職を目指すというもので、国が支援している制度でございます。

この訓練を受講するためには、まず、ハローワークに求職の申込みを行い、ここで特定求職者と認められた方が、この対象となります。この訓練期間中は、受講者に対しましては月に100千円、これに訓練に通う通所手当などを加えました職業訓練受講給付金が国から支払われるという制度でございます。

これまでこの制度は、失業されて、その後、失業手当を受給されるわけですが、この失業手当の受給が終了した後も、まだ再就職が決まらない、そういう方を対象としたものでありましたが、今回、コロナ感染症による影響の拡大を受けまして、先ほど議員のほうからありましたけれども、今年2月ですね、先月ですけれども、厚生労働省がこの対象要件を緩和する特例措置というのを発表されております。この特例というのが、シフト制で働く方とか、また、自営業の方なんかも対象になりますけれども、仕事の合間にこの訓練を受けられるよう緩和されております。今年の9月までの時限措置として緩和をされているところ

でございます。

調べましたところ、現在このハローワーク鹿島管内で、この制度を利用されている方はいらっしゃるらないということで、やはりこの制度そのものがまだあまり知られていないのではないかと思われます。今後はハローワークと連携いたしまして、この制度の周知に努めまして、求職者のスキルアップによる早期就職の実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

地方創生の臨時交付金を活用した雇用創出の推進なども盛り込まれていますので、求職を考慮される方は、ぜひこの制度を活用していただければと思っております。やはり周知徹底をしっかりとお願いしたいと思っております。

次に、離職した求職者に対する支援対策について、市の考えをお聞きいたします。

全国的には各地で企業説明会等がありますが、このコロナ禍の就職を支援するために、一例として神奈川県藤沢市で行われた藤沢商工会議所共催の合同企業説明会の模様を紹介いたします。

これは市役所で開催され、採用予定のある市内の企業10社が参加、求職者が興味を持った各企業のブースを回り、企業の担当者が具体的な求人情報を説明したとのこと。同様の説明会は2月、3月と続き、4月以降も継続していく方針だそうです。

このようにハローワークだけでなく、市として、あるいは商工会議所と連携をしながら、離職した求職者に対する支援対策を考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

市としましては、現在、まずは働いているいらっしゃる方が解雇とか離職といった最悪の事態に陥るのを未然に防ぐため、市内事業所に対してセーフティネット融資でありますとか事業継続支援金、雇用調整助成金の活用など、国、県、市が実施します様々な施策により支援を行っているところでございます。

また、コロナ禍にあつて経営状況が悪化している事業所に対しましては、商工会議所の経営指導員さんが出向きまして業務改善計画書を一緒になって作成するなど、まずはその最悪の事態に陥る前の努力をしているところでございます。それでもなお、解雇とか離職といった事態になられた方に対しては、ハローワークと連携しまして、早期就職に向けた支援を行っていきたいと考えております。

先ほど御説明いたしました求職者支援制度の活用でありますとか、また、現在、個人で申

請ができますコロナ対応休業支援金などがございますので、こういった制度を活用しまして支援を行っていきたいと考えております。

また、市役所に来庁された求職者の方のために、市役所の1階の窓口に求人情報を設置しております。これは毎週金曜日に最新のものに更新をいたしております。

また、ハローワークとも定期的に情報交換会を行っております。今後もこの両者が連携した求職者支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この事業継続に対する様々な支援ですとか、また、やむを得ず離職された方々への支援をしっかりと、今後もハローワークや商工会議所等と連携をしながらお願いしたいと思っております。

次に、大きな2点目の鹿島市の移住支援について一問一答で質問をしております。

先ほど都市建設課長のほうから詳しく答弁をしていただきました。その中で、鹿島市への移住支援促進については、空き家バンクの活用が非常に有効、効果的だと思っております。現状の空き家バンクの登録状況について、賃貸と売却予定の両方でその現状をお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

空き家バンクの登録状況ですが、令和3年2月末現在の登録物件数が19件です。そのうち、売買希望登録が18件、それとあと、賃貸希望登録が1件となっております。

また、現在の利用者登録数ですが、8件ということになっております。うち、売買希望の方が6件、賃貸希望の方が1件、それとあと、どちらでもよいという方が1件ございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

特に市外の方から、この空き家バンク制度をしっかりと利用していただきたいなというふうに思っているところでございます。

今からおよそ6年半ほど前ですか、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的として、地方創生という言葉が盛んに使われるようになりました。東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力

を上げることを目的とした政策です。そして、昨年からのコロナ禍で、密という言葉が頻繁に使われるようになりました。全ての人々の当たり前の生活を一変させ、多くの人々を感染から死に追いやり、経済的な大打撃を与えている憎き新型コロナ感染です。

しかし、1つだけ追い風とも思えるのが、密ではない地方にとって自然の豊かさ、ありがたさを改めて感じられたこと、そして、地方へと人の流れをつくっていきけるチャンスが到来したということです。このコロナ禍の中、地方創生、一極集中是正についての市の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

松林総務部理事。

○総務部理事（松林 聡君）

それでは、御質問のありましたコロナ禍の中、地方創生、一極集中是正について市の考えはということについてお答えをいたします。

地方創生、一極集中是正につきましては、国の第1期まち・ひと・しごと総合戦略におきまして、目指すべき将来として人口減少を和らげる、人口減少に適応した地域をつくる、東京圏への一極集中の是正を図るなど、活力のある地域社会の実現に向け、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方創生を目指していくということが掲げられているところであります。

東京圏への一極集中につきましては、転入超過数の大半を10代後半から20代前半の若者が占めておりまして、高校卒業後の大学等への進学や就職が一つのきっかけになっていると思われまます。こうした、地方から都市部への流出は全国的な流れで、本市の人口動態を見ましても、同じような傾向が見られるところであります。国の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証におきましては、東京一極集中是正は解消されておらず、むしろ転入が転出を超過し、年々上昇している状況であります。

こうした状況や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、国におきまして第2期まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、主に4つの取組であります感染症克服と危機に強い地域経済の構築として、デジタルトランスフォーメーションを強力に推進するということ、また、地方への移住定着の推進としてリモートワークの推進等による移住の推進を図るということ、若者の就学・就業による地方への定着の推進を図るということ、地方とのつながりの構築を図るべく関係人口の創出拡大などの推進を図るということなどを掲げ、取り組むということにしております。

こうした方針に対応した本市の取組としましては、観光振興におきまして、デジタルトランスフォーメーションにつきましては、疑似体験ができるバーチャルサイト及び特産品の購入ができるECサイトの立ち上げに取り組んでいるところであり、地方への移住定着の推進につきましては、商工のほうで、今、事務系やIT関連企業及びサテライトオフィスの誘致に向け、県と共に取り組んでいるところであります。

また、若者の就学・就業に向けての取組としましては、企業説明会や鹿島高校における地域とつながる高校魅力プロジェクト並びに仕事めぐりツアーなどの取組を行っているところで、若者の流出に歯止めをかける取組として取り組んでいるところでございます。

それから、関係人口の創出拡大につきましては、コロナ禍の中、オンラインでの関係を構築できる個人版ふるさと納税などにより、地方の活性化のために生きがいから消費を呼び込むツールとして、今後その取組を一層強化していくこととしております。

このような取組につきましては、本市の第2期鹿島まち・ひと・しごと創生総合戦略において最上位計画である第七次鹿島市総合戦略と一体に作成をして、しごとづくり・ひとづくり・まちづくりの好循環を機能させ、人口減少に歯止めがかけられるよう、引き続き各種施策、事業に取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今答弁にもありましたように、また、12月議会で私の一般質問とも多少かぶりますが、関係人口について伺います。

観光などで一時的に訪れる交流人口とは違い、地域や地域の人々と多様に関わる人たちで、最近、関係人口という考え方が注目をされております。

一つの例を挙げれば、箱根駅伝の常連校もたくさん参加をしてきた、1週間から10日ほどの短い期間ではありますが、大学駅伝合宿も関係人口に該当すると思います。鹿島を走った大学駅伝選手が卒業後それぞれの地域で活躍することは、鹿島にとっても喜ばしいことではないでしょうか。私ごとではありますが、今年の正月の箱根駅伝で私の母校が出場4度目で往路優勝、総合2位という快挙を成し遂げました。大きな舞台で全国の皆様に感動とたくさん元気と勇気を与えてくれたこと、大変うれしく思っております。

残念ながらコロナの影響で、ずっと続いていた鹿島市内での大学駅伝合宿は今年中止になりました。鹿島の地を走る大学生、また、地域力の創造、地方再生のために活躍する地域おこし協力隊なども、地域と関わる関係人口に当たると思います。コロナ禍の中で難しい部分もあるかと思いますが、地域の新たな戦略としての関係人口の増加につなげる対策について答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほどの松林理事の答弁と少し重なる部分がございます。関係人口の取組拡大については、

国が定めた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に示された取組の一つである東京一極集中の是正策として掲げられているものであります。地方とのつながりを強化する政策として、関係人口の創出拡大が重要とされており、これまでの交流人口が地域との関わりがないものであったことに対し、関わりの強い定住人口との間に関係人口があるというイメージであります。地域内にルーツがある人や過去に勤務したことがある人、滞在したことがある人たちが関係人口として定義をされているところであります。

国の関係人口拡大の施策では、地方を支援する体制の整備や受入れ体制整備の支援をするということ、子どもの農山漁村体験の推進、また、高校生の地域留学の推進策などが考えられているところであります。

鹿島市における関係人口の増加の対策との御質問であります。議員から御紹介がありましたスポーツ合宿の取組などにより、県外の大学生たちが鹿島市に滞在してもらうような取組、進学や就職で一旦鹿島市から転出した人が戻ってくるような、例えば、ふるさと教育や先ほど御紹介がありました企業説明会などの継続的な実施、また、ふるさと納税により鹿島市を知っていただいた寄附者が年間約3万人いらっしゃいますので、その方たちへのアプローチの検討などが考えられるところであります。

具体的にこれまでの取組を少し紹介しますと、産業部での取組となりますが、地元の高校の同窓会が首都圏など各地で行われておりますので、そこで鹿島の食材を使った料理を提供してもらうなどの取組や佐賀県主催の「佐賀さいこう！応援団」交流会、これも佐賀県を応援してもらう目的で東京などで行われているものでありますけれども、鹿島市からも参加をして情報発信を行い、鹿島のPRを行ったところであります。

関係人口を増やす取組として、他の自治体ではツアーやイベントの開催などで実際に訪れてもらう取組をしている事例もあるようですので、そのようなところを参考にしながら、まずは鹿島市を知ってもらうことが関係人口を増やす第一歩と考えていますので、情報発信を行っていくことが重要と考えています。今後も関係人口が移住・定住に結びつくような取組を推進していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

新型コロナの影響により密接や密集を避け、自然豊かな旅先で働くワーケーションへの関心が高まり、各地で受入れ体制の整備も進められております。ワーケーションとは、ワーク、仕事とバケーション、休暇、これを組み合わせた造語で、2000年代にアメリカで始まりました。通常のオフィスではなく、観光地などに滞在しながら仕事をする働き方を指します。テレワークの一種として位置づけられており、ICTの発達によってパソコンなどの端末とイ

ンターネットの接続環境さえあればどこでも可能です。コロナ禍をきっかけに広く知られるようになり、受入れに動く自治体が増えております。

例を紹介しますと、和歌山県は2017年度に全国で初めてワーケーション事業を導入した先進地域で、白浜町はワーケーションの受入れ地として日本でいち早くICT企業の誘致を始めております。真っ白な砂浜が620メートルにわたって延びる白浜を中心に、年間340万人の観光客が訪れるリゾート地として知られています。単純に比較はできませんが、コロナ禍以前は、リゾート地ではないものの鹿島市の祐徳神社も年間同じくらいの人々が訪れております。

また、栃木県の日光市では、去年の8月より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した予算規模5,000千円の日光市ワーケーション実証事業を実施しております。ワーケーション対象施設に平日に2泊3日以上連泊する人の宿泊代の2分の1、1泊上限5千円を企業に対して補助、利用者にアンケート調査を行い、ワーケーションの効果や課題などを検証するというものです。

また、長崎県の島原市では、島原城に近い築約170年の旧邸宅をシェアオフィスも備えた滞在型施設に改装するようです。これは、鹿島市の肥前浜宿の建物にも近い状況ではないかなと思っております。

このワーケーションをめぐっては、関係人口の増加につなげたい自治体の思惑もあります。環境省は2020年度の補正予算でワーケーション推進のため30億円を確保し、国立国定公園のキャンプ場や温泉地の旅館に対し、ワーケーション向けツアーの実施や通信環境整備のための補助金を出しています。鹿島市として、このワーケーションの普及、導入についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

このワーケーションの普及、導入についてでございますけれども、先ほども少しありましたけれども、現在、鹿島市のほうでは広大な用地を必要としない事務系でありますとか、IT関連企業及びサテライトオフィス誘致に佐賀県と共に取り組んでいるところでございます。

今年度、佐賀県はIT関連産業誘致プロモーション事業というのを立ち上げられまして、県内の7つの市町を重点地域として位置づけられ、この誘致活動を強化されております。この重点地域の1つに鹿島市のほうも指定されております。

この取組でございますけれども、市の空き店舗でありますとか空き物件を企業のサテライトオフィスとして誘致するものでありまして、若者に人気の高いIT系企業を誘致すること

で、高校生や大学生の地元就職、さらには、こうした企業に関わる方々、いわゆる関係人口の拡大も併せて目指すものでございます。

現在、コロナ禍にありまして、特に都市部の企業ではテレワーク、さらにはワーケーションに対するニーズも徐々に高まりつつあるものと考えております。この先進国といたしましては、議員からもありましたように、アメリカを筆頭に欧米諸国が挙げられるわけですが、国内でもコロナ、さらには働き方改革の推進などによりまして、こうした考え方が受け入れられつつある状況と捉えております。

このワーケーションの導入でございますけれども、関係人口の拡大に加えまして、観光振興の側面もでございます。仕事をしながらバケーションを楽しむというものでありますので、豊かな自然でありますとか多くの観光スポットを有しておりますこの鹿島市も、ワーケーションの好適地であるというふうに考えております。

バケーションを楽しむという意味におきましては、現在、市が誘致を進めております市内の空き物件といいますよりも、風情のあります古民家などが適していると思われまして、具体的には浜地区の移住体験施設でありますとかゲストハウス、この辺がワーケーション向きかなと考えているところでございます。

ただ、現在、市のほうでは、このワーケーション導入のための具体的な事業というのには行っておりませんけれども、受入れ施設で仕事もされないといけませんので、そういう状態にするためには、施設内のWi-Fi環境の整備でありますとかハード面の改修も必要になってこようかと思われまして。

先ほど議員からも御紹介がありましたように、国内で幾つかの自治体で既にこのワーケーション補助のような事業を実施するところも出てきておりまして、今後こうしました先進事例でありますとか国内でのニーズなど、この辺を多角的に検証しながら、導入の可能性を探っていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

ぜひよろしく願いいたします。国会で審議中でありました2021年度予算案では、ワーケーションの普及を観光事業の柱に据えて、受入れを希望する地域と社員を送り出したい企業のマッチングや旅行会社によるツアー商品の開発支援などが盛り込まれております。新型コロナウイルスで苦境にあえぐ観光業を支援する目的もあります。鹿島においても、祐徳神社や肥前浜宿、ラムサール登録の肥前鹿島干潟、有明海や多良岳など、人々がよく訪れる観光スポットがたくさんあります。普及導入について前向きに検討していただきたいと思っております。

最後に、今後の移住支援と移住や関係人口の受入れ体制について、これまでの質疑答弁を踏まえて、総括的に答弁をお願いしたいと思っておりますが、それぞれ関係する部長の方々

に答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

それではまず、私のほうから移住支援と移住や関係人口の受入れ体制についてお答えをしたいと思います。

まず、移住というか、住む場所の決め方については、人それぞれの理由や事情、移住先の何をポイントにするかというようなものがそれぞれであると思いますので、移住の支援や関係人口の受入れ体制についても、何をやれば移住につながるという決定打があるというわけではないのが現状ではなかろうかと思います。

鹿島市では、先ほど来、企画財政課長、それから、理事が答弁申し上げておりますように、人口減少に歯止めをかけたいというのは、これまでも総合計画において人口の目標を掲げて取り組んできたところではありますが、地方創生、平成26年、人口減少と東京への人口の一極集中を是正するために、まち・ひと・しごと創生法が施行され、鹿島市においても人口ビジョンによる分析を基に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、より具体的な取組を強化してきた経過がございます。その結果、推計されていた人口より僅かではありますが、上回る結果となった経緯もでございます。

新年度から第七次鹿島市総合計画や、それに合わせて策定した第2期の鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った取組で、安全・安心な確かな暮らしを営むずっと住み続けたいまちの実現、総合計画の目指す都市像であるみんなが住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組むこととなります。鹿島市が住む場所として選択してもらえるよう、魅力のあるまちになることにより、定住人口はもちろん、移住を考えている人や関係人口の増加につながるものと期待をしております。

そのため、産業部の役割としては、鹿島市の地域産業、地域経済の振興に係る施策を担当する部局でありますので、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの政策目標のうちの政策目標1、鹿島のものづくりをさらに磨き上げて鹿島ならではの仕事を生み出す。政策目標2、定住促進と交流人口の拡大に取り組みたいです。

具体的には、政策目標1では、基幹産業である農業、水産業の競争力強化や商工業、商店街の活性化、企業誘致や地元企業への就職支援などを取り組み、政策目標2では、イベントや施設の整備などの観光振興策による観光客の誘致に取り組みたいです。移住や関係人口の増加のために、産業部としては、地元企業をはじめ、地元産業の活性化で、働く場所を確保することにより定住の促進を図り、移住してきても仕事に就いて安心して生活ができるような環境を実現できるように努めたいと思います。

また、祐徳稲荷神社、酒蔵ツーリズム、道の駅鹿島など、鹿島の魅力のある素材の情報発

信により、鹿島を訪れてもらう機会をつくることにより、交流人口や関係人口の増加を図ることを目指したいと思います。

繰り返しになりますが、鹿島市をみんなが住みやすく暮らしやすいまちを実現することにより、現在、鹿島市に住んでいる方の定住はもちろん、鹿島市への移住や関係人口の増加の受皿になるものと思っております。そのため、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた取組を今後も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

今後の移住支援と移住や関係人口の受入れ体制の取組について、総務部のほうからお答えします。

鹿島市での移住支援は、これまでの答弁でありますように、庁内でも都市建設課や商工観光課、農林水産課、企画財政課と、それぞれの役割を持ち、対応しているところであります。

例えば、鹿島市への移住の相談があれば、まず、企画財政課が窓口となり、相談内容に応じた支援策や鹿島市の紹介などを行い、住宅の間合せであれば都市建設課、就業や起業であれば商工観光課や農林水産課の各種事業を紹介するなどの対応をしております。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、移住相談会や移住体験ツアーなども中止になりましたが、先日は佐賀県が主催するリモートでの移住相談会に参加し、鹿島市のサイトにも2組の方が参加いただきました。移住を考えておられる方の相談内容は様々で、例えば、九州のどこかに移住を考えている方とか、実際、何年後かに鹿島市に移住を考えておられる方など、具体的な相談など多岐にわたり、相談内容に応じた鹿島市の紹介を行っているところであります。

今後もこのような取組は継続していくことにしており、佐賀県が設置するさが移住サポートデスクや、ふるさと回帰支援センターとの連携など図りながら進めていきたいと考えています。

また、鹿島酒蔵ツーリズムや鹿島ガタリンピック、祐徳稲荷神社への来訪客など、交流人口を関係人口へと導くことや、個人版や企業版のふるさと納税の寄附者の方など、鹿島にゆかりのある方がさらに鹿島市に興味を持ってもらうような取組を行っていききたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

建設環境部のほうでは、先ほど都市建設課長が答弁いたしましたように、受入れ施設とい

たしまして移住体験施設、定住促進住宅を用意しております、市外からの転入者につきましては優遇制度も設けているところでございます。

また、制度といたしまして空き家バンク制度も用意いたしておりますので、この制度につきましても、市外からの移住者につきまして補助制度を用意しているところでございます。このことにつきましても、さらなる周知、PRを徹底いたしまして、移住の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

ありがとうございました。関係のある3部の部長の方々から答弁をいただきましたので、分かりました。この豊富な自然環境ですとか多くの観光資源がある鹿島市の魅力、これをもっともっと広げ、情報発信をしながら、皆さんが住みたくなるようなまちづくりを目指し、今後も頑張っていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番樋口作二議員。

ここで申し上げます。樋口作二議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○5番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。5番議員の樋口作二でございます。通告に従い一般質問をいたします。昨日、佐賀県でも桜の開花が宣言され、百花繚乱、春らんまんの季節がやってきました。明るい気分になり、少し遠出でもしようかと思わせる気候となりましたが、ずるずると続く新型コロナウイルスの影響で今年の春もなかなかすっきりした気分にはなれない状態が続いております。

日本における新型コロナウイルスへの対応は、外国人の入国制限の遅れ、マスクの調達、PCR検査の実施、ワクチンの入手など問題点がかなり指摘されております。また、治療薬や予防薬の話は全く出てきませんが、諸外国や日本でも民間では使用されていると聞き、果たしてワクチンだけに頼っていいものかと不安にも思われるこの頃でございます。

新型コロナウイルス感染症の対策としては、やはりワクチンが最も有効と言われていますが、これはワクチン接種により体内に抗体をつくるという誰もが持つ免疫システムを活用しています。

かつて4年生の国語に「体を守る仕組み」という教材があり、子供たちと共に学びました。私たちの体には極めて優れた防御機能があり、体に入ってくる細菌やウイルスに対処して健康な体を維持しており、大切なのはその免疫力をいかに高度に維持するかにあるのではないのでしょうか。

それでは、いかにして免疫力を高めるのか、情報を探っている中で面白い知見に出会いました。それは、アジア諸国で新型コロナウイルス感染症に対する死亡が他国に比べて極端に少ないのは、米を中心とした食をしっかりと取っているからであるというものです。なぜか胸にすんと落ち、免疫力を高めるにはしっかりと食、米を中心とした和食を築くことが日本人として極めて重要だと改めて認識したところでございます。

こうした新型コロナの話題から外れることができない現在の暮らしの中で、今年の夏には東京オリンピックが開催されようとしておりますが、東京オリンピック選手村で提供される食事は健康に留意した安全・安心な食材で調理されると聞きました。鹿島市民の免疫力が高まり、より健康になるヒントとして世界の一流選手の食事はどのような食材で作られるのか、食材にはどのような規定があって採用されるのか、お尋ねいたします。

その後、有機農業や鹿島市での取組、学校給食などについては一問一答でお尋ねしますので、御答弁よろしく申し上げます。

次に、鹿島市の道路、国道についてお尋ねします。

昨年12月に鹿島バイパスが完成し、4車線での通行が可能になりました。驚くほど車の流れがスムーズになりまして、利用の多い鹿島市東部地区在住者、私もですけれども、それから通勤者の利用は数段向上いたしました。交通事故の危険など新たな交通障害も出てまいりましたが、昭和49年の事業着手と聞きましたので、長年努力された道路関係各位並びに協力いただいた沿線住民の方に感謝申し上げます。

また、併せて国道207号市街地の横断歩道等の整備も進み、来年度はさらに北鹿島方面へ延長して整備されるものと伺いました。

鹿島バイパスの完成により、現在の国道が市道となることも伺っておりますが、それぞれの道路を何と呼ぶのか、明確には分かりませんので、まず、鹿島市の国道の整備状況、呼び名とか期間とかも含めてお尋ねいたしたいというふうに思います。

その後、バイパスの終点から七浦方面の国道に関しましては映像を使用して質問しますので、一問一答にての答弁をお願いいたします。

以上で総括質問は終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

東京オリンピックの選手村で提供される食材についての御質問でございます。

東京オリンピック・パラリンピックの食料調達におきましては、組織委員会において予算の範囲内で国産食材を優先的に活用するとされており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準というのがございます。これによって示されているところでございます。

なお、持続可能性に配慮した農産物の調達基準といたしまして、食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること、2番目として、周辺環境や生態系と調和の取れた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること、3番目に、作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること、これらの要件を満たす方法といたしましてGAP認証制度がございます。GAPとは、農業生産工程管理と訳されております。農産物の生産工程管理において、食品安全はもちろんのこと、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理といった観点から適切に生産管理がなされているかを証明することを目指した第三者認証制度でございます。

食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられるGAP認証制度には、世界基準であるグローバルGAPのほか、日本GAP協会が展開するJGAPやアジアGAP、佐賀県GAPなどがございます。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

それでは、お答えいたします。

先ほどの御質問の中で、道路の呼び名であったり、様々な事業をやっています事業の区間並びに、ある程度の事業の終了のめど、こちらにつきましては、状況を踏まえて少し御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、呼び名でございますが、そもそも道路の指定というのは、道路法で各道路、国道、県道、市道というのは呼び名が決まっております。ただ、いろいろと執行部からの御説明をさせていただく際には、道路だけではなくて、都市計画法に基づく事業名で御説明する場合もございます。

御説明をする際、幾つかの呼び名があることで分かりづらくなってきたかと思いますが、これは事業を実施する上での根拠となる法律、道路法か都市計画法との違いによるもので事業名が変わっております。

まず、呼び名で、冒頭ありました鹿島バイパスでございますが、こちらは道路法に基づく国道の指定が、鹿島市は国道207号の指定がされておりますけれども、道路法上では207号の起点は佐賀市を起点としまして、江北町や鹿島市、あと太良町、諫早市を通過して、終点が長崎県の時津町までの道路となっております。

鹿島市内におきましては、白石町内からになりますが、御説明しますと、百貫橋の北交差点から南交差点、そして、市内の鹿島駅前であったり浜駅前を通過して七浦、諫早のほうに向かう道路が207号となっております。鹿島バイパスというのは、先ほど議員の御説明にありましたとおり、昭和49年に事業化された、この207号線バイパス事業という形になっておりまして、区間が百貫橋北交差点から殿ノ橋であったり御神松の交差点を通過して、終点が浜新方交差点までが鹿島バイパスといった形で事業を実施しております。

市内の事業でございますが、これは国道207号を指定しています国道上におきまして、都市計画法に基づく都市計画決定がされております。区間は百貫南交差点から鹿島駅前、浜駅前を通過して、浜新方交差点が終点といった形になっております。ですので、バイパス事業の正式な呼び名といった形でいきますと、一般国道鹿島バイパスといった形が正式な名称になります。

市内のほうの事業をしていますものにつきましては、こちらは都市計画法の街路事業で実施しておりますので、正式名称という形でいきますと、一般国道207号井手西葉線街路事業といった事業名となります。

バイパスと街路事業を踏まえた事業期間でございますけれども、鹿島バイパスにつきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、昨年12月に4車線供用した関係で、事業自体は本年度で全て完了いたしまして、今後は国道の維持管理を適切に実施する段階といった形になります。

国道207号の井手西葉線街路事業につきましては、こちらが今現在2工区に分かれて事業を実施しております。1つ目が鹿島川橋から肥前鹿島駅前交差点までの区間、延長が80メートルの区間と、リンガーハット前付近から東町交差点の区間、延長約420メートル、こちらの2区間で自転車・歩行者道の設置のための拡幅事業を実施されている状況でございます。

リンガーハット前から東町交差点の区間につきましては、平成27年度の事業化以降、これまでに道路詳細設計であったり用地調査、建物調査が実施されまして、現在ではところどころ用地買収も終わっていて、また、今年度は中牟田交差点付近で一部歩道の整備も少しされているかと思えます。

あと、もう一つの80メートルの区間をやっています鹿島川から肥前鹿島駅前交差点の区間におきましては、道路詳細設計を今実施されているところでございます。12月に事業認可も下りたところでございますが、今後地元説明を行いまして、用地測量に着手される予定というふうになっていると聞いております。

この2区間につきましては、今現在まだ用地補償とか建物移転などの様々な調整をこれからやるところ、もしくは実施中といった段階でございますので、完了時期というのは、その用地の交渉次第のところもでございます。現在のところ不透明な状況といったところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

それでは、まず、最初の項目でありますところで、東京オリンピック関連で再質問いたしますが、先ほどの御答弁にもありましたけれども、やはりちょっと難しい、GAP、これはグッド・アグリカルチュラル・プラクティスの略だそうですが、そういう基準がずっとあって、日本の食材をとというふうなことでしたけれども、基準を満たす生産者といいですか、それがなかなか少ないという情報も入ってきております。

それで、まず、その調達基準の中に持続可能性に配慮した農産物の調達基準、この持続可能性に配慮した農産物というのは、私は農業生産自体が持続可能であるというふうに取りつたんですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

確かに、農産物自体が持続可能であるというふうなことは言えるかと思えます。一方で、先ほどからオリンピックの食材に使用されるものということでのGAP認証制度を御紹介させていただきましたけれども、佐賀県GAP認証制度では、これは佐賀県GAPのチェック項目というのがございまして、全ての項目の取組ができていることを県が確認し認証する制度でございますけれども、これが佐賀県の場合のGAPでは、認証対象農産物というのがございます。これは米、タマネギ、アスパラガス、ハウスミカン、梨ということで対象農産物に指定をされているところでございますので、こういった食材がオリンピックにて使われていくのかなというふうな感じがいたしております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

オリンピックの食材ですので、ここで議論してもなかなか難しいのかなというふうには思いますけれども、やはりオリンピック自体がSDGsに対応したオリンピック開催ということも言われておりますし、持続可能な農法で作られた食材でやらねばならないというふうなこともうたわれている部分はあります。そういう方向で受け止めて、次の質問に移りたいと

思います。よろしく申し上げます。

要するに、持続可能な農法ということを考えますと、通称有機農業といいますが、そういうふうなことになるのかなと思います。

今、どうしてオリンピック等でこういうのが採用されたかと申しますと、現代の食の生産スタイルが様々な環境問題の要因である。例えば、気候変動、森林破壊、土壌劣化、水不足、いろんなことの環境問題等にも関わっている。

御承知のとおり、例えば、熱帯雨林等を伐採して食物を輸入している実態とか、それから、例えば、バーチャルウォーターといって、日本は食物自給率が大変低くて諸外国から輸入しているわけですが、諸外国ではその作物を作るために水が必要なんですよ、日本のように水がたくさんない場合も、その水を使って生産している、その水を消費しているということで、非常に世界農業がある意味水不足を起こしているということも指摘されているのではないかなと思います。

それで、有機農業という考えが注目されていると思いますけれども、この中で世界の各国のそういう実情とか、それに対応じゃないですけど、日本の中ではどのような状況なのかということをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

有機農業について、今現在、日本ではどのような状況かというお尋ねでございます。

これは2019年の農林水産省の農業環境対策課の資料によりますと、全耕地面積に対する有機農業取組面積の割合という調査結果が出ておまして、現在世界で有機農業に取り組んでいる国が8か国ありまして、日本は8か国のうち最下位で0.2%であるという結果が出ております。

なお、この数字は、有機JASを取得している面積だけを計上いたしておまして、有機JASを取っていない取組面積を含めると日本は0.5%になるということでございます。

なお、先ほどから食材の調達ということでございましたけれども、持続可能性に配慮した農産物の調達基準という農林水産省が作成しております資料では、こういった食料の安全確保や、先ほど申し上げましたような内容に要件を満たした上で推奨される事項といたしまして、その幾つかある中の一つが有機農業により生産された農産物というふうな明記をされておりますので、有機農業の農産物は国も推奨しているということと言えます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

先ほど、8か国しか有機農業を行っていないというふうな、何かの資料から取られたのか

などと思いますけれども、多分もっといろんなところで取り組んでいるんじゃないかな。国ではないですけど、私たちが台湾に観光に行ったときに、農薬がかかっていないかと尋ねたら、台湾はそんなものは使っていないから大丈夫ですよと添乗員さんが言われてびっくりしたことがあるんですけども、そういうふうに、もっともっと有機農業は広まっているのではないかなと思いますし、これはNHKか何かで言うておりましたニュースの中ですけども、農水省が2050年までに有機農業の農地を25%に拡大するというふうなこと。これはなぜかという、脱炭素化ということ。脱炭素化のため、やはり今の時代、国際的には全て脱炭素化とSDGsで動いているというところの流れがあって、それを酌んで農水省もこういったことを打ち出されたのかなと思っております。先ほどおっしゃいましたけれども、0.何%というふうな中で、25%ですから、何倍になるのか、ちょっと見当がつかないぐらいですけども、そういった方向を農水省も打ち出したと思っています。

世界的にも、例えば、アメリカなんか物すごく有機農業を求める人、有機農産物を求める人が多くて、大手のウォルマートという超大型のスーパーがありますが、そこらでもそのコーナーが大変にぎわっているということも伺いますけれども、なかなか日本では広まっていないということを憂いているわけですが、その辺の世界各地と日本のバランスをどうお考えになられているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほど議員のほうからありましたとおり、農水省が2050年までに有機農地を25%にまで拡大するというのを打ち出したということが報道で分かったわけですけども、現在農水省のほうでは目標を定める根拠としまして、2018年現在で、先ほど申しました0.5%、2万3,700ヘクタールになります。これを2030年までに6万3,000ヘクタールに増やす目標を立てていたことは承知をいたしておりました。

そこで、世界で有機農産物を使った食品の売上高がこの10年で倍増しているという状況を踏まえて、農水省のほうでは農産物の輸出拡大につなげるために、こういった全体の25%である、これは面積に換算すると100万ヘクタールに増やす方針であるということでございます。

バランス的にどうかということですけども、25%というのは、相当有機の拡大面積になりますので、これがどのようになっていくのかということは、今後私たちも検証していかなければならないというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

2050年という大変大きな目標を掲げられて、2050年では何かいろいろ、CO₂という目標もあったですね。これは脱炭素化に関わることかなと思いますけれども、そういうふうに非常に大きな目標を掲げられている。それはなぜかという、私は、一つは日本で有機農業というのがぴんとこないというのは、日本はかなり恵まれ過ぎているんですね。湿潤温暖な気候でたくさんいろんなものが取れて、そういうふうな中で、諸外国でやはり、例えば、水を吸い過ぎて水が流れない、黄河なんかは河口まで水が来ていないというのは数十年前に言われています。ロシアではアラル海に注ぐ水、アムダリヤ川、シルダリヤ川、これが綿花の栽培によって取水されてしまって、アラル海には水がないんだというふうな、大きな湖の水が全部干上がっているとか、そういうふうな情報も入ってきて、非常に諸外国では農業によって環境が傷ついている規模が物すごく大きいと。そういうふうなことで、やはり日本では取組が遅かったのかなというふうなことも考えられます。

これから先は世界的なことも考えて、そして、今おっしゃったとおり、農水省は輸出ということも考えておられるというふうなことも伺いました。ということは、外国の人には有機農業の農産物が受け入れられるんだということを思われていると思いますので、そういう流れの中で佐賀県や鹿島市も取り組んでいかなければいけないと思いますが、佐賀県や鹿島市の実態についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

まず、佐賀県の有機農業の現状については、これまで環境保全型農業の取組拡大に向けた施策を実施され、新たに取り組まれる農家は、これはちょっと古いデータですが、平成23年度から25年度までの3か年間で1,100戸程度増えたということを知っています。このうち、有機農業については、慣行栽培に比べて収量、品質の面で不安定であることが新たに有機農業に取り組もうとされる農業者の課題の一つとなっていることから、平成24年には有機農業プロジェクト研究や、実践されている農家の事例を取りまとめ、活用していただきながら有機農業の推進に努めてこられました。この結果、米を中心に、露地野菜、お茶、ミカンなど取り組まれる農業者が徐々に増えつつあると知っています。

なお、県内のJGAP取得者は23人で、鹿島市内ではトマト農家のお一人、それから、県内の有機JAS取得者が25件程度で、鹿島市内ではミカン農家の1法人がおられるということで知っています。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

午前中は、東京オリンピック選手村で提供される食材が持続可能な農法で作られたものである。さらに、安全・安心で、有機的な取組の中で作られた食材である。それを基に開催されるということで、それはやはり世界中が有機農業に注目しているんだというふうなことで、日本の取組、あるいは佐賀県での取組を伺いました。

日本では、なかなか取組が少ないけれども、今後増やしていく方向も農水省が打ち出している。さらに、佐賀県では、先ほどの御答弁で、いろいろ県の中でもたくさん取り組んでおられますけど、鹿島市の中では J G A P といいますか、その認証が 1 名、そして、有機の認定を受けた農家の方が 1 名おられるということ伺いましたけど、今後こういった流れの中で鹿島市でも、もっともっと推進していくような方向を分かっていたらお願いしたいのですが、その理由として、予算特別委員会の中でも大分議論になりましたけれども、納富分地区では生ごみを使って堆肥化を進められている。そうすると、その堆肥を使って農業をされる方がかなり多いと、喜んで持って行ってくださっているということで、当然その堆肥を使った生産をされている。

さらに、数年前ですかね、ラムサール堆肥というのをラムサール条約推進室が北鹿島のほうで準備されていたんですけど、それもたくさんの方がもらいに来ておられましたし、また、衛生組合にある堆肥も喜んでもらわれている方が多いというような中で、そういうふうな自分で作る、特別に大規模じゃないけれども、自分で作っていくという農業も自然といろんな鹿島市民の方に広がっていくという認識をしております。

それで、何年か前も質問したことがあるんですけども、どうしてそういった実態が、市役所が御存じないのかなと、要するに千菜畑といいますか、そういったことを調べていたら、昭和60年から農林業センサスの農業従事者の概念を書いて、販売農家でない人々を農業従事者から除外し、データとしてカウントしなくなったというふうな資料を見つけました。

それで、当然、市としては、行政としては把握できないということなのかと思いますけれども、農業従事者、やっぱり一生懸命作っておられる方、それが鹿島市民の食料となっていくわけですから、何かそういったものを含めないデータというものは果たして正式なデータのかなというふうなところもあって、これは市に言うことではないのかなと思いますけれども、日本の実態を捉えるためには農水省あたりも考えていただいて、そういう実態を確実に捉えるようなこともやっていただきたいし、鹿島市でもできればそういう実態を、どういう方法で調べられるのか、調べた方がいいのかがよく分かりませんが、調べて、鹿島市

の実態として把握しておいたほうがいいと思うんですが、どういうふうに思われるでしょうか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

議員言われるように、販売農家のみならず、市民の方が有機に取り組みやすい体制づくりに努めることは有意義なことではないかと考えております。

実態がどれほど把握できるのか、これから研究させていただければと考えております。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

ありがとうございました。

それでは、関連ですけれども、学校給食についてお伺いいたします。

今日の話の流れからすると、学校給食でも有機農産物の使用をというふうなことになるわけですけど、まず鹿島市の前に、鹿島市の実態もよろしくお願ひしますが、今の国際的な流れとか、あるいは日本各地の先進的な取組とか、そういうのと鹿島市のこれからの方向性とか、実態との方向性とかを伺いたしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

有機農産物の学校給食での食材の利用ということでのお尋ねでございます。

世界的な流れとか、それから国内の先進事例、鹿島市の状況というところでお答えしたいと思います。

世界的な中では、オーガニック食材と言われるものも給食への利用というのが拡大、進んでいるというふうな状況ということで情報を確認しております。代表的な国ということで、韓国が国を挙げて学校給食全体で有機農業農産物、それから、無農薬の農産物というのを学校給食で取り入れをされているということで、2017年度でのデータで、給食の中でオーガニック農産物の割合が55.4%といった情報がありました。この動きは、韓国を筆頭に、ほかの国、タイとかブラジルとか台湾などにおいてもこういった取組が拡大しているという状況でございます。

韓国の場合については、全国の小・中・高など約1万1,800校ということですが、児童・生徒数が575万人、この全ての公立の学校で給食が実施されており、ほとんどが自校方式で給食の提供がされているというところでございます。

韓国でオーガニック農産物の学校給食の食材の利用が進んだのは、1997年に新環境農業推進法というのが制定をされたことでオーガニック農産物の市場拡大と安定経営を図るということで、その仕向け先ということで学校給食での利用が進められたということで、この中で生産者の育成、それから流通体制の整備なども、国も含めたところでこういった整備が進められた経緯があるということです。

それから、国内での事例ということで、近年、有機食材、特に有機米ですね、米の活用というのが最近事例ということで拡大しているということです。特徴的な取組としては、千葉県のいすみ市が児童・生徒数が約2,300人、ここの給食の米飯については全て地元の有機米ということで今活用されているということです。

ここにつきましても、市のほうで有機農産物を地域の有力な産業ということで位置づけをされて、2014年からそういったプロジェクトということで有機農産物の生産に取り組まれた経緯があるということで、米のほうが最初3つの農家、3軒の農家から始まったということですが、今現在23軒、収穫量として100トンぐらいになっているということで、給食の米飯の利用としては、年間42トンということですが、これが全て有機米を使用されているということで、残りはブランド米ということで、関東周辺での販売につながっているということです。

それから、有機米の後、有機野菜の生産のほうも取組をされておりまして、今現在、給食のほうに野菜の10品目弱ぐらいの品目の活用を進められているという状況です。

そのほかの自治体も、豊岡市とか木更津市、こういったところで同じように有機米ということで生産拡大が進んでいるということで、特にこういった事例の中では有機米の利用が多いということです。

これについては、推測ではございますが、有機農業の農法として稲作のところがある程度農法の確立がされているということや、あとは実際の調理のときの手間ということで、大量に調理をする際のいろいろ規格にとらわれない品目ということで米のほうの利用が多いのではないかと考えております。

それから、鹿島市の状況でございます。鹿島市の学校給食、約1日2,630食を対応しておりまして、この食材につきましては、納入の業者約30社ですね、鮮魚、青果、精肉、それから様々な食品等、あと牛乳等も含めてそういった業者からの納入をさせていただいております。これにつきましては有機食材の利用というのは特にありません。関連するものとしましては、地元の地域農産物の活用というところを進めているというか、推進しておりまして、これについてはできるだけ納入業者のほうにも地元産の納入をお願いしながら、地元食材の利用に努めているということで、米飯用の米につきましては、全て地元産の米ということでございます。そのほか、主要な地元産の利用については、タマネギとかミカンなど主に地元の主要品目というのが食材として使われている傾向があります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

答弁ありがとうございました。

まず、当地区、ラムサール条約湿地の指定にもなっております、そういうラムサール米ということでブランド米としてなされたりもしておりますが、市を挙げて作られているというふうな他地区の実態もありますし、今のところ、韓国とか非常に仲が悪いですが、それは国際的な話であって、鹿島市は韓国に友達もおりますし、韓国のほうが優れていたら、当然それを見習うべきところは見習うというふうな取組もあっていいのかなと思うし、それにつきましては、個人だけではなくて、生産者と一体、学校給食だけで、こちらのセンターとかだけではなくて、いろんなところを動かしていかなければいけないということで、給食というのは公共的な食料調達ということで、量と質の面において社会的な影響力が大きいという捉え方を諸外国ではされているというふうなことであります。

やはり給食というのは子供たちを健全に育てるという意味でも非常に大きな教育力だと思いますし、当然学校の中でも教育の一貫として学校給食を捉えてやってきたと思います。

まず、教育長にお尋ねしますが、教育としての学校給食というのをどのように捉えて広めていこうという考えで実施しておられますでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

先ほど鹿島市の給食の実態については、課長が申し上げたところでございます。

学校給食の役割ですけれども、大きく2つその役割がございます。1つ目は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供する。単なる空腹を満たすための食事の提供ではなくて、栄養のバランスの取れた、そして、おいしい給食を提供すると、これが1つ目の目的であります。

2つ目は、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材と、給食、あるいは給食の時間が一つの指導の時間であるということです。特に平成17年度に食育基本法が制定をされまして、翌年、平成18年に食育推進基本計画というものが立てられました。学校関係でもこれを機に栄養教諭というものが配置されるようになりました。市内でも現在2名の栄養教諭と加配で1名の学校栄養職員、3名体制でこの食育、食に関する指導を行っているところであります。

この食育の推進には大きく6つほど狙いがあります。1つ目は、食べ物を大切にする、あ

るいは感謝の気持ちを持つということ、2つ目は、好き嫌いをせずにバランスよく食べる、3つ目が食事のマナー、4つ目が食事の重要性と心身の発達のこと、5つ目が先ほどから出ていますように、安全や品質など食品の選択をする能力ですね、これは非常に大切だと思います。この後、大人になっていく子供たちがいろんな食材を選ぶときに、その基礎となるいろんな能力を培うこと、そして6つ目、最後ですけれども、これは食文化の理解というようなことで、これらのことを各学校で基本計画を立てて実践をしているところでございます。

給食の時間はもちろん、学級活動とかの時間にも、先ほど申しました栄養教諭が学校訪問いたしまして、担任と共に指導しているところでございます。

これらのことを受けまして、給食センターでもいろんな取組をしてもらっております。例えば、我が家のお勧め料理を毎月、お便りで紹介して、しかもそれをメニューとして出す。2つ目は行事食、3月はひな祭りがございましたけれども、そういった行事と対応したメニューの開発、3つ目は全国の郷土料理、いろんな土地にいろんな料理がありますので、そこでこういった料理があるのかと、子供たちに食べてもらって気づいてもらうと。

今までずっと食事のことを申しましたけれども、要は食事によって子供たちの体ができていると、そこが一番大切だと思っております。ですから、栄養価があって、安全・安心な給食を提供するという心を心がけております。

しかし、先ほどございましたように、給食費、本年度200円値上げをさせていただきました。小学校で4,300円を11回、中学校で5千円を11回ということで。例えば、小学校ですと1食当たり250円、これは牛乳もついての値段でございます。これだけの値段で提供できるのは人件費とか光熱水費、施設整備費等を負担しているというところが大きくなっております。ですから、限られた予算の中でいかに安全・安心でおいしい給食を提供するかということ念頭に置いているところでございます。

私は、最終的に子供たちが、今まで申しましたような活動、食育の指導を通して食に興味を持って、最終的に自分でやっぱり料理をしてみると、このことで、冒頭からいろんな質問があつてございましたけれども、食に対する、あるいは有機栽培とか有機野菜、そういった食物に対しても興味を持てると思っておりますので、ぜひ自分で料理、食事を作る子供たちを育てていけたらなと思っております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

答弁ありがとうございました。

先ほど給食については詳しく教えていただきました。

もう一つ教育長と話題をしたいのは、以前といいますか、私が現役の頃は、早寝・早起き・朝ごはんというキャッチフレーズで学力の向上につなげたというふうな例がございまし

た。

私は以前、講演を聞いたんですけど、真田十勇士ですか、有名な真田町の当時、大塚貢教育長という方が、荒れる中学校を前にして、何で変えるかということで、食の安全・安心を極められるということ、もう一つは、花いっぱい運動もされたんですけど、とにかく学校給食を議会とか行政とかの反対を受けながら精いっぱい頑張って変えて、学力もすばらしく上げられたという実際の話を知ったことがあるんですけど、この食べ物で学力を上げるという発想も面白いと思いますけど、この点、教育長いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

先ほどございましたけれども、大塚貢先生という方のお話でしたが、私もちょっと、これはインターネットの情報で調べたところでございます。

荒れていた中学校の校長に赴任をされたということで、その一つに食が影響しているんじゃないかということで、特に給食を変えていこうというような取組がありました。

確かに、いろんなことをやられておまして、まず最初にやられたのは、やはり授業の改善ですね。まずは生徒たちが興味を持てる授業をいかに教師がやっていくか、そこに取り組みまれて、その次が根源として食の問題があるなというところに気づかれたようで、いろんな取組をされて、私もこれを読みまして非常に勉強になったところでございます。

やはり、先ほど出ました早寝・早起き・朝ごはんですね、きちっと朝食を食べてくるということ。さらに、大塚先生は一步進めて、その中身、給食の中身にいいものを、安心・安全なものを使うというところで、いろいろ努力をされたように思います。

私どもも、まずはやっぱり朝食をきちっと食べてくるというところ、これも継続してやっておりました。大体毎日食べてきている児童・生徒というのは85%程度ですけれども、ほとんど食べてきているという者も合わせたら市内は九十五、六%実施できているんじゃないかと思えます。

これらのいろんな研究の成果を見てみると、食がすぐに児童・生徒の落ち着きとか、あるいは学力につながるかというのは、今後のいろんな研究を見ながら参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

教育長とは、今こういう関係になりましたけど、結構議論もしたことがありまして、教育長は道徳の研究をされていたときに、熱心にされていまして、道徳で社会を動かしたいとい

うふうな、学校給食の文化といいますか、そういう熱い思いを語られたこともございまして、やはり学校というところは、学校から世の中に打って出るんだと、考えを変えるんだというふうな、そういう力も持っているのではないかなということで、農水省が本年度、有機農業、何か給食を中心とする市町村にというか、150,000千円ぐらい上乗せした予算で学校給食にも力を入れるというふうな情報もありましたので、ぜひそういう有機農業、有機農産物を使った学校給食等にも挑戦されて、鹿島市全体を盛り上げていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、関連的な話が多かったので、今度は具体的に映像を見ながら質問をしていきたいというふうに思いますが、鹿島市の道路整備について。

〔映像モニターにより質問〕

先ほど御説明がありました。言われたとおり、これは鹿島バイパスの終点の写真ですけれども、ここは60キロというふうなことでずっと来られまして、七浦地区に住んでいる私にとっては非常に便利になりまして、つつらつつらで来られるというふうな状況がありまして、本当にスムーズになりまして、いろんな名前等は、先ほど都市計画法とか道路法とか、ちょっと私はきちんとしたことが言えないんですけど、これはバイパスであるというふうなことです。

ここで問題にしたいのは、これから先、ここですうっと来ている道路が、次に行きます。ここまではとにかく60キロで来られますので、これから先がすぐ、今度は逆向きでございますので曲がっております。さらに曲がっております。

そして、これがJ R西葉陸橋、西葉ガードとしておりますけど、西葉陸橋ですね、ここで非常に狭くなっております。それで、まずここを何とかしなければという話で話合いが持たれて、第1回目の地元説明会等も既に開催されたと思いますし、当時、どういうふうにして抜けるんだろう、上を通るんだよとか、いろんな話があったんですけども、一応この前の地元説明では拡幅をするというふうな御説明でありました。まず、このJ R西葉陸橋付近の道路整備がどういうふうにならなっているのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

お答えいたします。

J R西葉陸橋付近の道路整備の状況について御説明いたします。

こちらのJ R西葉陸橋付近の道路整備としましては、本年度、先ほどバイパスの終点ということで御紹介がありました浜新方交差点より母ヶ浦川の琵琶ん湖岬までの区間、延長約960メートルでございますが、こちらを県事業として事業化をされております。

先ほど1回目の説明会と御紹介がありました件につきましては、昨年8月に西葉地区と母

ケ浦地区の2地区に対しまして佐賀県より今後の道路整備の方針といったことで、御紹介がありましたように、現道の拡幅事業にて実施するといった方向の御説明がされております。

その際に併せて、今年度の事業化に向けた現地の測量調査並びに道路の詳細設計といったところで実施に入られております。

現在は道路詳細設計を実施されている状況でございます。今後は途中にあります明治橋であったり、もしくは琵琶ん湖岬橋の橋梁設計を実施されるとともに、今実施されています道路詳細設計を基に、2回目となります地元説明会を行いまして、用地測量、あとJRの歩道橋予備設計、こちらが先ほどのJR西葉陸橋の予備設計並びにボーリング調査等を実施していく予定ということで佐賀県よりお伺いしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。

まず、バイパス先から琵琶ん湖までの道路960メートルということで、実はここには当地区、七浦地区の排水対策の課題であります母ケ浦川が関与しているんですけども、ぜひこの機会を利用してといったらなんですけど、このチャンスを物にして、母ケ浦川の排水ですね、西塩屋川とか東塩屋川も流れ込んできて、非常に排水が大変ですけども、それも関連した工事を行ってほしいですが、排水対策と関連した道路設計というのも考慮されているかどうか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

お答えいたします。

母ケ浦川水系の問題につきましては、これまで何度か議場のほうでも御答弁させていただいております。母ケ浦川の流末が直接有明海に接続していないことで様々な問題が発生しております。その問題につきましては、平成29年に実施しました母ケ浦川水系排水対策勉強会等において、5点ほどあるといったところで整備もさせていただいております。

その1つに、母ケ浦川にかかります207号のこちらの暗渠部分に流木、ヨシなどが集まって水の流れを阻害し、集落内が浸水するといった問題がございます。この問題解決のために、現在の207号の西葉工区の事情においては、整備予定の琵琶ん湖岬橋につきましては、現在の橋梁、暗渠形式ではなくて、橋梁形式にて整備されるものと認識をしております。これにより整理いたしました5つの課題のうち、1つの暗渠部分に流木、ヨシなどが集まって集落内が浸水するという問題が解決すると思っておりますが、他の4つの問題についてはまだ解決まで

には至っておりません。

そのため、引き続き母ヶ浦川水系の排水対策勉強会であったり、道路の事業主体であります杵藤土木事務所にも入っていただいておりますが、行政機関の調整会議といったものの中において、こちらの整備並びに排水問題の5つの問題を踏まえて全体的な問題解決となるよう引き続き調整をしていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

地形がそういうふうになっていますので、なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、最善の方法で道路と排水が一举に解決できるような方法があったらいいなと思っております。ぜひいろんな御検討をいただきたいと思っております。

それから、次はこの場面でございますが、ずっと先のほうに行きまして、これは通称やのうら、竜宿浦でございます。この辺に来ると、現在越波対策の工事が行われている。いわゆる海からやってくる潮が塩害とかなんとかを起す、それを防ぐための工事であります。

ここにアクリル板というふうな工事らしいですけれども、正式名称も伺いたいですけれども、ここはちょうど、このところが、こちらのほうが飯田で、竜宿浦地区も2か所入り口があるんですけれども、このところから右折をされる車があるんですね。そうした場合に追突されるという事案が何件か発生いたしました。要するに見通しが悪いと、ぐるっとここはカーブになって見通しが悪いのかなというふうなことでございますけれども、その辺の実情をどういうふうに理解しておられますでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

まず初めに、この越波対策の導入の経過についてちょっと御説明したいと思います。

越波対策工事につきましての経過につきましては、平成23年11月25日に地元から越波対策による被害があるということ、県庁に直接地元から要望書を提出されております。

まず1つ目が、通行車両への被害として、台風と満潮時が重なった場合、強風により大量の渦、小石などを含んだ塩水が防波堤を越えるため国道を走行中の車両に危険な状態があるということと、2つ目に家屋への被害として、国道207号沿いにある家屋等は塩害による鉄骨の建物や農機具等の腐食、また、庭木の立ち枯れなども見られるということです。3つ目が農作物への被害ということで、防波堤に打ち上げられた波しぶきが霧状となって強風に乘って山間町まで達し、農作物に塩害が生じて収穫に大きく影響を与えるということで越波

対策を強く要望され、それに対応して平成25年から工事が行われてきた経緯がございます。

あと、特に竜宿浦地区とか江福地区につきましては、出入口で事故があっているということですが、これは区長さんのほうから、越波対策は特に対応策をしていただいで感謝しているということもありましたが、事故があっている状況なので安全対策をという要望もあっております。このことで、土木事務所と区長さんと立会いを行われて、その後、警察と協議を行いまして、減速マークとか、あと「交差点あり」「スピード落とせ」などの路面表示を行うことで現在進められている状況でございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。

それでは、結局、できてしまったので、対策をどうするかということですけど、もう一か所、ここは先ほど申された江福、もうちょっと行きますと実は箱崎港に入る道路といいますか、入り口がありまして、これが今のずっと手前のほうにアクリル板があって、ここから入るというふうになっておりまして、非常に入るほうはいいですけども、出るほうが出にくいということで、私も何回か通りますけど、なかなか出られないという状況であります、ここも大変危険だと思いますが、地元から要望等もあっているのかなと思います、どのような対策を講じておられますでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

ここの箱崎地区につきましては、以前よりちょっとパラペットがあって、見にくかった部分もございまして、市として地元と現地を確認しながら、カーブミラーを移設して対応してきた経緯がございます。

また、この越波対策の工事施工後に、また見えづらくなったということで地元のほうから相談も受けておりまして、今年の2月2日、地元の方とノリ業者の方、それと漁協、土木事務所、それと市の都市建設課で立会いを行いまして、対策について協議を行ったところでございます。

まず、市としまして、箱崎漁港方面から国道207号に進入する際に見通しが悪くなったため、再度既設のカーブミラーの位置を移設しまして、今度はワイド型のカーブミラーに変えて設置することで協議が調い、整備することで今進めているところでございます。

また、土木事務所のほうでは、注意喚起としまして、路面のセンターライン上に自発光をするチャッターバーというびょうがございまして、これの設置と、「スピード落とせ」の

レーン表示を設置することで現在進められております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

大変出にくいところで、ノリ業者の方も繁忙期には大変忙しいので、よろしく御配慮ください。

ここは箱崎の出口でした。こここのところが見にくいというふうなことでなっております。

それで、最後といたしますか、飯田地区にはこのように、これはブロックというんですかね、消波ブロックが結構たくさん並んでおまして、先ほどのアクリル板というふうなところもありますけど、もともと消波ブロックだったのか、どのような経緯でアクリル板設置となったのか、その辺のところを教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

越波対策を講ずる際に、まず地質調査や、どのような気象条件で高波が発生するのかを調査、検討が行われて、対策工法を検討されます。基本的には、維持管理が容易な消波ブロック、今画面に写っている消波ブロックの設置による越波対策を採用されておりますが、場所によっては基礎地盤が弱く、消波ブロックの自重に耐えることができず、地盤沈下をするおそれがある場所では地盤改良、もしくは基礎ぐいなどが必要となってくることから、経済比較を行いまして、経済的に有利な既設防波堤全面に少しコンクリートを増し打ちした被覆工と、強度があり自重も軽く、海への視界も確保できるポリカーボネート板ですね、先ほどアクリル板と言われましたけれども、ポリカーボネート板を使った工法を当面は併せて採用されているということになっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

ありがとうございました。

それでは、時間もないですけれども、簡単に言うと、地盤の緩いところはポリカーボネート板でつくって、地盤がきちっとしているところはこの消波ブロックをするんだということ。

今度、本年度の予算にあったと思いますけど、音成海岸ができるというふうなことで、見たところ、消波ブロックと書いてあったと思うんですけれども、それでいいかということ

まずお尋ねいたします。消波ブロックで行われるかどうかの確認をよろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

音成地区につきましては、基本的な消波ブロック工法ということとお伺いしております。
以上でございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

いろいろ課題もありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、バイパスのほうまできちっと本当にしていただきましたので、これから先、七浦地区のほうの——地形が曲がっていますので、七浦かなと思うんですけど、非常に通りにくい状況がかえって目立つようになったという状況もありますので、越波事業も大切ですし、安全な交通というのも大切だなと思います。いろんなことを考慮されて、できるだけすばらしい道路を造っていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時47分 休憩

午後2時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

こんにちは。1番議員の中村日出代です。よろしく申し上げます。

昨年はコロナ、コロナと、あっという間に1年が過ぎ去ったように感じました。今年はコロナ感染症が一日も早く終息し、ふだんの生活が戻ってきていることを強く願っております。

それでは、質問に入ります。3項目あります。

最初の質問です。田澤義鋪氏の立像について質問いたします。

日本青年団の父といわれ、また、鹿島市出身の偉人でもあられる田澤義鋪氏の人物像を、その経歴、そして、業績について御紹介をお願いいたします。

次に、市民武道館、三道会の避難場所としての整備について質問いたします。

昨年の豪雨の際に避難場所として開設されなかった理由を説明してください。

最後の質問です。新型コロナウイルス感染症拡大で経済活動に悪影響が生じ、生活困窮者

が急増し社会問題となっています。そこで、生活困窮者の自立支援制度の実施状況、そして、課題について質問いたします。

まず、生活困窮者自立支援法第3条の生活困窮者の定義について説明をお願いいたします。

関連質問はその後、行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

私からは、田澤義鋪氏について御紹介をいたします。

田澤義鋪氏は1885年7月20日、鹿島市城内に生まれ、1944年11月24日、59歳で亡くなるまで官僚、社会教育家、貴族院議員として活躍しました。

田澤氏は鹿島尋常小学校、鹿島中学校、熊本の第五高等学校、東京帝国大学へ進み、24歳で高等文官試験に合格すると、静岡県安倍郡長に就任しました。

仕事の傍らで青年と接することに心がけると、当時、自分の人生、将来に希望を持っていない勤労青年たちがいることに気づきます。青年たちへの教育の必要性を感じた田澤氏は、昼は仕事、夜は自ら青年たちの指導に当たります。そして、青年たちと寝食を共にし、蓮永寺宿泊講習会などを実施しました。みんなでこれからの地域づくりについて話し合い、青年たちもやる気に満ちあふれていました。また、何か一つのことを毎日必ず実行する一事貫行の必要さを説き、青年たちにも受け入れられ、大きな成果を上げました。

1915年、30歳のとき、明治神宮造営局総務課長となり、神宮造営の仕事に当たり、地方青年団の奉仕を提案しました。全国各地から青年が集まり、日中は労働、朝夕は田澤氏を中心として講演や修養的諸行事を行い、全国の青年団活動の始まりとなりました。

1920年、神宮造営は1万5,000人の青年たちの力を借りて完成しました。この頃から田澤氏は、青年団の父と呼ばれるようになります。

1921年、36歳で内務省を辞め、渋沢栄一の要請により財団法人協調会常務理事に就任します。労使協調運動に尽力し、労務者講習会を各地で開きました。

1923年、38歳、スイスのジュネーブでの国際労働会議に労働者代表として出席し、8時間労働、紡績女工の住居改善などを主張しています。同年、政治教育を目的とする新政社を創立します。

翌年1月、月刊誌「新政」を発刊、選挙に余計なお金を使わない理想選挙の必要性を提唱しました。本人も衆議院選挙に立候補し、僅差で落選という結果でしたが、この考えは人々に広く知られるところとなりました。

1924年10月、東京市助役に就き、関東大震災の復興に尽力します。同時に日本青年館の建設にも当たりました。

1926年6月、東京市助役を辞任し、日本青年館及び大日本連合青年団の常務理事に就任し、

1934年には理事長に就任します。

1930年から1933年の間、計3回にわたり青年団について天皇陛下に御進講しました。48歳で貴族院議員に勅選されます。

1936年、二・二六事件後、政治が不安定となり、大日本連合青年団理事長を辞任します。

そして、1944年、59歳、香川県善通寺市での地方指導者講習協議会で講演中、脳出血で倒れました。そのときには日本の敗戦を予告し、祖国再建の覚悟と心構えに言及しています。

下村湖人の著書「この人を見よ」は、田澤義鋪氏の伝記です。この中で、明治以降で真に尊敬に値する人物の3人に福沢諭吉、新渡戸稲造、そして、特に田澤義鋪を挙げています。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課のほうからは、前回、今年度7月の豪雨時に市民武道館が開設されなかった理由と
いうことでお答えしたいと思います。

大雨とか台風等の災害時には、緊急的に避難する場所というのが指定緊急避難場所であり
まして、開設する順位といたしまして、まず、6地区公民館を優先的に開設を行いまして、
災害の規模、この状況を見ながらほかの避難場所も開設いたしているところがございます。

御質問の令和2年7月の豪雨につきましては、最初、山間部での雨が強くて、7月6日の
時間で申しますと、10時40分に能古見、古枝、七浦地区の3地区の公民館を避難場所として
開設いたしまして、その後、平野部のほうにも広がっていったことによりまして、北鹿島、
鹿島、浜地区の3地区公民館を14時に開設したところがございます。最終的には、避難場所
は市内全域のバランスを考慮いたしまして20か所開設をしまして、そのうち武道館が所在す
る鹿島地区は8か所を開設いたしております。場所といたしましては、「かたらい」、鹿島
小学校、鹿島高校赤門学舎、鹿島高校大手門学舎、市民球場、西部中学校、明倫小学校、エ
イブルでございます。

今回の武道館が開設されなかった理由といたしましては、まず、鹿島地区内の開設場所間
の距離とか数などの位置的なバランスが取れていたこと、そして、駐車場の台数制限とか出
入口の安全性などの課題があったこと、そして、武道館の近くには、今御紹介いたしました
鹿島小学校や鹿島高校など開設していた避難場所があったこと、これらが主な点でございま
した。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課からは、生活困窮者の定義について御説明をいたします。

生活困窮者自立支援法第3条第1項の条文を読み上げます。

この法律において生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

詳しくありがとうございました。私が言おうと思っていたところまで言っていただいて本当にありがとうございました。

それで、鹿島市の誇りでもある田澤氏の立像を鹿島駅の交差点付近の歩道脇に立ててある、その理由を教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

それでは、立像、モニュメントと言わせていただきます。モニュメントを設置する経緯を少し御説明させていただきたいと思えます。

田澤さんのモニュメントにつきましては、明治維新150年事業肥前さが幕末維新博覧会、これは平成30年から31年にかけて実施された事業でございますが、その事業の一つとして作製されたものであります。県内各市町に関連する偉人25人のモニュメントが佐賀市の中央大通りに設置をされ、鹿島市からは田澤義鋪さんが選定されたものであります。

当市は、維新博終了後に佐賀市に設置されたモニュメントを関係市町に渡される計画でありましたが、佐賀市に設置されているモニュメントはそのまま残し、追加製作された同じモニュメントが関係市町に譲渡をされたものであります。鹿島市においては、平成31年2月25日に関係者にお集まりいただき、除幕式を行ったところでございます。

設置の場所ですけれども、市内で数か所の候補地を選定し検討した結果、現在の場所に決定したものであります。決定の経緯につきましては、田澤義鋪氏が鹿島市出身の人物であることを知ってもらい、その功績を若い人にも知ってもらいたいとの理由により、多くの人に見てもらえる場所が好ましいことやスペースの関係などから、現在の位置に決定をいたしたところであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

あの銅像をみただけでは、何も実績も功績も分らないですね。ただ立っているだけの銅像というか、モニュメントが建っているだけですからね。

それから、数か所の場所を検討した、その数か所を教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

検討の候補地といたしまして、まず、田澤記念館の中、それから、今設置をしている肥前鹿島駅前のどこかというところ、旭ヶ丘公園内——すみません、現在設置しているところは道路公園という位置づけでございますので、（発言する者あり）道路公園という位置づけでございます。歩道敷ではございますけれども、県が管理をされている道路公園という形でございます。それと、あとは肥前鹿島駅前、そういったところを候補地として選定し、現在の場所に設置をしたところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この候補地を見てみますと、田澤記念館が一番いいような感じですね。あそこは生家でしょう。その田澤記念館で駄目やった理由は何でしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

駄目だったということではなくて、先ほど申しましたように、できるだけ多くの人に見ていただけるようにということがまず第一の目的でございます。

それと、今のモニュメントにつきましては、田澤さんが40歳代のときの等身大で作製されておりまして、そういったところから、今の設置をしている後ろのところに、簡単ではございますけれども、田澤さんの功績を記載いたしておりますので、そういったところで目に触れていただくということ。それと、現在、佐賀市に25体設置されているモニュメントについても、中央大通りの歩道に設置されていて、親しみやすいようにということで現在の場所に設置をしたところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

佐賀市に設置あるのは数体あるとですよ、数体。交番の隣でしょう、佐賀市に設置してあるのは。あれじゃなくて——どっちにしても、今のある状態は本当に見ていると寂しいですよ。後ろに功績が書いてあるというけど、全然見えないですよ。だから、市民の声としては台座をつけてくださいと。目上の人ですから、やっぱり同じ視線に入るよりも、目上ですから台座をつけてください。一番いいのはやっぱり田澤記念館のほうに設置していただいた方がいいんじゃないかと。

田澤氏の御子孫がもしおられたら鹿島を訪問されて、あの状態を見たら、やっぱり田澤記念館のほうにお願いするようなことになると思いますけれども、今後、市としてはどういふふうな計画をお持ちですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

台座につきましても先ほど申しましたように、等身大で製作をされてあることから、実際の大きさを感じてもらって親しみを持っていただけるようにということで現在の設置の方法を取ったところであります。我々としてもあそこでなければ絶対駄目だということではございません。田澤記念館の関係者の方と意見交換をする場もございますので、御意見等をいただきながら、よりふさわしい場所があれば、それは今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、よろしく申し上げます。

次は、三道会の避難場所です。三道会の避難場所としてお話をしましたけど、三道会は生涯学習課、避難場所は総務課、縦割りでなかなか何かお話がうまくいかないようなところもありました。それで、三道会を避難場所としなかった理由というのは、一つは雨漏りがあったからではないですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今御質問のように、市民武道館を開設しなかったというのは、数年前から雨漏りというのが実際ありましたので、そういう点も含めて開設に至っていないということもございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、生涯学習課の来年度の予算に雨漏りの改修の代が入っていましたが、その改修はいつ頃から始められるんですか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

武道館の改修については、新年度予算が通りまして、雨季の前には計画をして着工したいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

課長がいろいろ順番があるようなことを言われましたけど、本当に自分が危険で逃げる場合は、そこに市の職員がいるとかいないとか関係ないわけですよ。とにかく命が助かりたいと。それで、市のほうでは順番を、ここを1番、2番、3番と言いますが、そんなものは関係ないわけですよ。三道会付近の方は、あそこの部落でいいますと、東町、大手、横田、城内、西牟田、鹿島の新町の方も、私はあ那时候、たまたま「かたらい」にいましたけど、3密も何も関係なかです、いっぱい来ますから。新町の方は車で蟻尾山のほうに逃げている方もいるわけですよ。だから、そこを考えて、実際自分の命が危ないというときは、市の職員がいようがいまいが関係ないわけですよ。だから、本当に危ないときはぜひ三道会の鍵を開けてもらうようにしてもらいたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

災害時には議員おっしゃいますとおり、命がやはり大切というところで、公共施設に避難されたいというお気持ちは十分理解しているところです。鍵があって開けるというところでございますけど、これは御意見として賜りたいと思いますが、先ほど御答弁したとおり、武道館が避難所としてそのとき開設していないのが、雨漏り、そして、諸条件、先ほど答弁しました内容ですけれども、実際武道館を日常的に使われる方は、特に雨のときに2階の雨漏りというのが、稽古とか練習できないようにあちこちから落ちてきてということですので、もしそういう状況になれば、実際避難された方が非常に使いにくいという状況でもございました。このため、先ほど生涯学習課長が答弁したとおり、開設まで今回至っておりませ

んが、雨漏りの改善とか、ほかの要望等の解決等が、解消した段階で、災害の規模とか状況について、私どもも气象台とか、佐賀県との連絡調整を取りながら、市役所内でなく、その災害の規模を的確に判断して、開設が必要というふうに至った場合は、当然避難場所としての指定をしておりますので、そこは市民の方にも周知をして、武道館ということもお知らせをして、避難場所として検討はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

よろしく願いいたします。

次に、避難はしましたけど、三道会のトイレが全部和式ですよ。避難されて、特にその近辺の方々は高齢者の方が多いし、それからもう一つは、お体の御不自由な方も来られるわけですね。高齢になったら本当に腰とか膝とかが痛くなったり、不自由な方はまた和式ではとても無理だと思います。それで、この和式トイレを洋式トイレに改修してもらいたいと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

武道館ですけれども、今年度は先ほど申しましたように、武道館の屋根を補修する計画があります。ですが、今後はそういった避難所としての検討も考えられておりますし、高齢者に配慮した方向で検討したいと思っております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、3 項目の新型コロナウイルス感染症拡大のことについて質問したいと思います。

先ほど支援法の定義にありましたように、困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前に自立してもらうための支援を行う制度であるということですね。それでは、生活困窮者自立支援制度における新型コロナウイルス感染症の影響と対応について質問いたします。

3 月13日の土曜日の佐賀新聞に、困窮者子育て世帯に給付金、ひとり親以外にも50千円を給付するとの記載がありました。困窮者は現在大きな社会問題となっております。

それではまず、新型コロナウイルス感染症の影響により現場の状況は一変、自立相談支援機関では感染防止を講じつつ、連日急増する相談に対応しているとの報道がなされています。鹿島市の自立相談の令和元年度の件数と令和2年度の件数を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、令和元年度の新規の相談件数でございますが、82件でございます。続きまして、令和2年度の新規相談件数が、令和3年1月末現在で249件でございます。そのうち生活福祉資金の特例貸付けの貸付けに関わる手続等の相談が150件となっておりますので、昨年と比べて特例貸付けの分が増えたのかなというふうな印象でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、特例貸付けという内容を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

昨年度までは緊急小口資金につきましては、貸付上限が100千円と、据置期間が二月以内、それから、償還期間が十二月以内、貸付利子が無利子となっていましたけれども、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けて特例措置が発令されております。これにつきましては、学校等の休業、それから、個人事業主等の特例の場合は200千円以内の貸付けの増額となっております。それから、据置期間が1年以内、それから、償還期間が2年以内、貸付利子が無利子となっております。

続きまして、総合支援資金につきましても据置期間が6か月以内が1年以内、それから、償還期間は変わりませんが、保証人ありが無利子、保証人なしが年1.5%だったんですが、それが特例措置になったら無利子になったというような拡充がされております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今言われたのは、緊急小口資金と総合支援資金ということですね。中身は生活費ということでしょう。この貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業となり、生活資金でお悩みの方に対して必要な生活費等の活用を実施しますという説明をされていますね。

それで、困窮者の状況について、市ではどのように把握されているのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

休業とか失業等の状況でございますが、福祉課といたしましては、全体的な把握というよりも社会福祉協議会との調整会議を行っておりますので、個別ケースについて情報共有を行っております。そういった複合的な問題を抱える場合には様々な関係機関と連携して情報を共有し、また、把握に努めております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

冒頭でも申しましたが、国は困窮者のために次々と対策を取っています。鹿島市においては独自の対策というのはありますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

生活が困窮されている方々への支援はどのような支援かということですが、生活困窮者への支援につきましては、生活困窮者自立支援事業をはじめ、就労準備支援事業、あるいは家計改善支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しております。その生活困窮者の自立を目的とした事業が中心になっておりますのが、家賃の相当分を原則3か月まで、これは延長も可能ということで、支給する住居確保給付金もそのうちの一つでございます。

また、広い意味でいいますと、ひとり親家庭、あるいは障害者世帯などへの児童扶養手当、あるいは医療費助成制度などもありますけれども、ほとんどが国とか県の施策に基づいて支援を行っております。

その中で令和2年度における市独自の支援策としては、国の制度でありますひとり親世帯臨時特別給付金の制度にかからなかった方々に対する市独自の支援策として、令和2年6月以降にひとり親家庭になられた世帯へ延べ人数35人、1,450千円を支給しております。ちなみに、国制度による支給は延べ人数607人に44,370千円を支給しているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、市の独自の政策があるということで、困窮された方にとってはやっぱり気持ち

が違うと思いますので、またよろしく申し上げます。

次に、鹿島市から自立相談支援事業を受託している鹿島市社会福祉協議会の生活困窮者への支援等の状況について質問いたします。

この後の質問から社会福祉協議会を略して社協として質問いたします。

全国社協では、令和2年11月25日に社協が実施する支援機関の状況について緊急調査を行った結果報告が提出されています。それについて質問いたします。

表題は、特集、相談員等への精神的ケア、相談支援環境の改善が急務との内容です。この緊急調査については、鹿島市社協には回答されたかはお聞きしていません。しかし、全国の社協の状況は変わらないと思いますので、それでは調査結果について質問いたします。

まず、新規相談件数は回答した社協70%において、4月から9月、既に上回っている。最も増加が著しいところでは昨年の6.3倍となっている。相談者の自立生活のためのプランの作成増加率が低くなっている。その原因は、相談が集中し、プランの作成が進んでいない状況であるとの報告がなされています。

鹿島市の相談件数、プランの作成件数、プランの作成率を教えてください。

また、プランを作成し、自立した方は何%ぐらいになるのかも教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、新規の相談件数でございますが、令和2年度が、先ほども申し上げましたが、令和3年1月末日現在で249件でございます。それに対しまして新規のプラン作成件数は、令和2年度が14件、こちらが令和3年2月22日現在でございます。

こちらのプランにつきましては、全てがプランを作成する必要がありませんので、長期的に支援が必要な方のみ作成する必要があるということでございます。例えば、緊急小口資金貸付けの相談につきましては150件ほどありますが、プラン作成はしなくてよいということになっております。

それから、プランの作成率でございますが、令和2年度が5.6%でございます。確かにプランの作成率が低下をしております。全国的な傾向と同じように、貸付けの手續に追われて、なかなかプランを作成する事務作業の時間が取れていないというのが社協から伺った現状でございます。

ただし、その相談件数の約6割が生活福祉資金の相談でございまして、プランを作成する必要のない緊急小口資金の貸付けも含まれているということで、そのプランを作成する必要のある自立支援相談の対象者は、長期的なスパンで支援を継続的に行っている方が多くありまして、さらに経済的な問題だけでなく、御家庭の問題や健康の問題を併せて抱えておられ

るケースが多いため、ケースによっては福祉課の家庭相談員等と連携して御自宅を訪問しております。確かにその支援プランは必要ではございますが、まずはその方の状況を確認いたしまして、その医療とか介護、児童、ハローワークなどの専門機関につないだりすることで、優先してそういうことを行っておりまして、関係機関が連携した包括的な支援体制は構築されているということで認識をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

そのプランを作成しないのが多いということで、作成しなければならない必要な項目は何ですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

プランを今、優先的に作成してくださいということで、あるのが生活福祉資金の総合支援資金の延長を申請される方については支援プランの作成が必須事項になっていますよということが言われております。このような方を優先してプランを作成している状況でございますが、やはり長期的に支援が必要な方、継続的に支援が必要な方についてプランを作成してくださいということです。例えば、御家庭の状況だとか、健康の状態、何がある自立を阻害しているのか、その自立を阻害している要因を取り除いてやれば自立に向けて大きく前進することになりますので、そういったことをプランに今現状、それから、今後の支援のやり方、役割分担等を明記したプランを作成しているということでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

相談件数は151件、5.6%の作成率というのは、かなり全国的に見て——これくらいですか、大体全国的に。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

全国的の状況につきましては、時点が令和2年9月現在ですが、14.4%になっております。それから、県が19.9%ということで、鹿島市よりも高いということですが、先ほども申しま

したとおり、まずはそういった支援が必要な方について現状把握をするという意味で訪問等を行っておりますので、そういった支援は真っ先にやっているということで認識をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

その支援を鹿島市だけが特別やっているわけじゃなくて、全国でも県でもみんな同じような仕事をやっているのではないですかね。それは分かりました。とにかく、このプランの内容が確実に実行されて、相談者の困窮が少しでも軽減できるようにしていただきたいと要望します。

次に、自立相談支援窓口の状況について質問いたします。

新規相談受付件数が大幅に増加したのに、そしてまた、達成率も5.6%と、全国的にも県でも少し劣っているような感じがします。相談件数が大幅に増加したのに対して、増加した職員の内訳を見ると、主に非正規職員であり、正規職員は増えていない状況にあると全国の社協では報告されています。

それで、鹿島市の社協職員さんの状況を正規の専任、正規の兼任、非正規の常勤、非正規の非常勤で職員数を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

生活困窮者の相談に当たられている係の人数を申し上げます。

まず、正規職員が兼任で3名、それから非正規の職員が2名、ともに兼任となっております。合計5名でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

しかし、5人では大変は大変ですよ。

先日の新年度予算の説明の中に正規職員1名を採用したとありましたけれども、この正規職員はこれに当たられる職員ですか。（発言する者あり）じゃ、よろしゅうございます。では、よろしく申し上げます。

今聞きましたように、今の職員の数では十分ではないような感じがします。これだけの相談件数があれば、自然と残業時間が多くなるはずですよ。職員の皆さんの時間外労働についての相談、そして、その影響で精神的に疲労を受けているという報告はありましたか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

社会福祉協議会のほうから、そういった精神的疲労の報告は特に受けておりません。相談業務については、基本的に予約制で受け付けておられますので、土日などの休みはきちんと取れているということでした。

しかし、1月までは相談の状況が落ち着いておりましたが、2月に入って総合支援資金の延長、あるいは緊急小口資金の再貸付けの申込みが増えているということで報告があつております。人間的にも少しぎりぎりの状態に対応されていますので、人員体制を整えていただくために、新年度予算については委託料をちょっと増額する方向で提案しておりまして、今後、いつまでこの状態が続くか分かりませんが、引き続き社協の相談状況などにつきましては、定例の自立支援調整会議等で確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

委託した自治体からの支援状況では、自治体による相談窓口の状況把握が行われていない社協も1割程度あるとその報告になっています。

鹿島市はどのように社協相談窓口状況を把握しているのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、月1回、定例的に市と社協との生活困窮者自立支援調整会議を実施しております。生活困窮者自立支援事業の相談内容だとか、支援の経過などの情報共有を行っておりまして、市からも住居確保給付金の状況を報告したり、今後の相談体制等についても、その中で協議というか、報告をしていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、その調整会議の中でどのようなことが一番問題になったり、問題提起というか、そういうのはありますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

先ほども少し触れましたけれども、調整会議の中で個別のケース等を報告いただいております。様々なケースがございます。生活困窮だけでなく、健康的な問題だとか、御家庭の問題だとか、そういった事例を報告して、じゃ、どういうところにつなげるかとか、そういう話をしながら、その方の支援プランといいますか、そういったことを協議しているところがございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは最後に、全国社協の要望内容は、鹿島も同じだと思いますので、ちょっと御紹介したいと思います。

1、相談者の急増に対応した相談支援員等の至急の増員、2、相談支援員の常勤配置を可能とする財源の確保となっています。災害時、そして、今回のコロナ禍での社協の役割は大きいものがあります。鹿島市においては、市民の皆さんの困り事の重要な窓口としての社協の役割を充実させるように、鹿島市社会福祉協議会に意見、要望等を聴いて対応していただきたいと思います。

それでは次に、鹿島市地域福祉計画について質問いたします。

この地域福祉計画は、社会福祉法第107条において策定するように努めるものと規定されています。その条文を紹介しますと、社会福祉法第107条、市町村地域福祉計画。市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するように努めるものとする。1、地域における高齢者、障害者、児童の福祉、2、地域における福祉サービスの適切な利用の促進、3、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、4、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進などが挙げられています。

それで、この条文に基づいて鹿島市では第2次鹿島市地域福祉計画策定委員会が平成29年9月25日から平成30年2月1日まで5回の会議が開催されました。その中で、平成29年10月12日に第2回会議が開催され、その中で生活困窮者への支援の議題がありました。

その議事録を紹介しますと、各委員から次の発言がありました。生活困窮者を見つけるのは難しい。現状では民生委員からの情報を基に対応している。地域での啓発活動は大事である。それを知っている人と知らない人では差が出る。生活困窮者のための法律があり、積極的な連携と発掘が趣旨となっている。発掘するのは確かに難しい。民生委員や区長へのPRは行っているが、自分から申し出る人はいない。地域の中で周りが気づいてあげるほう

がよい。困窮者は知られたくないと思う。民生委員と区長が立ち入っていくことが大事。そういう人は早く生活保護をもらいたいし、働く意欲自体がない。困窮者と呼ばれることを嫌がられるなどがあります。これを聞いて市民部長はどういうふうに感想を持たれるか、教えてください。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

先ほど読まれた議事録についてですけれども、ちょっと私は読んでおりませんが、今聞きましたところ、客観的ではないなというか、一方的であり、ちょっと独りよがりな意見が入っているところを感じられましたので、今後こういう会議のときには、関係者としては一言は注意をしたり、こういうことについてもう少し審議をするようにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、この会議の後にはどのような提案があったか教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

この会議の中で、生活困窮者を発掘していくのは難しいというようなことがございました。やはりそういったいろんな情報連携をしないと、なかなか市として発掘するのが難しいというふうに考えております。

それで、平成29年10月12日に行った策定委員会の中で、先ほど言いました生活困窮者の発掘というお話がありましたので、その支援が必要な生活困窮者へ、いかにその支援を届けるかが今後の課題でございます。

また、個人それぞれの事情に沿った対応ができるように、関係機関がそれぞれの得意分野を生かして支援していくことが重要だと考えております。例えば、先ほども申しましたが、生活困窮者といっても経済的な問題だけではなく、様々な課題を抱えておられる方がいらっしゃいます。働きたくても、健康に不安があったり、御家族の問題で思いどおりに働けない場合もあって、その一つの機関だけでは解決ができないため、福祉課では家庭相談員などを通して専門的に対応できる機関に協力を仰いだり、時には役割分担をして対応しております。関係機関と情報共有を行うことにより、その一つの機関ではつかめなかった情報が入手できたり、支援を受け入れてくれない場合もありますので、そういった場合は別の機関が関わったり、そのほうがスムーズにいくケースもございます。

そういったことで、この計画の策定を通じまして関係団体の情報共有、あるいは連携の重要性を改めて認識したところがございます。個別ケースの中には長期間関わっていく事例が多いですので、これからも様々な関係機関と積極的に連携を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

生活困窮者自立支援法において、生活困窮者自立支援制度の基本理念として第1に、生活困窮者の尊厳の保持が示されております。尊厳とは、その人が人として生き、存在していることがかけがえのない価値として大切にすることの意味と解釈されています。この理念を関係機関が共有して支援を進めていただきたい。これが国の施策の方針です。鹿島市もこの理念の下に、生活困窮者自立支援について適切に効果的な支援の推進をお願いしたいと思えます。

それでは次に、生活困窮者自立支援法の第3条3項に規定されている事業が改正社会福祉法第106条の3の包括的な支援体制の整備で、この条文の第1条3項に整備に関する事業が規定されています。この事業が、生活困窮者自立支援法第3条第2項の3に規定されている生活困窮者への事業の3事業であります。

この3事業を紹介しますと、1、住民に身近な圏域における環境の整備、2、住民に身近な圏域における整備体制、この圏域というのは、単独の行政区間を越えた複数の基礎自治体で包括する地域の意味で、近隣の市町村も一緒に体制をつくっていくということだと思えます。3番目に生活困窮者に関する事業があります。その事業の名前が、他機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項が規定されております。この構築については、平成29年12月12日付で厚生労働省より市町村地域福祉計画のガイドラインが示されております。

内容は次の5項目があります。1、支援関係機関による支援チーム、2、協働の中核を担う機能、3、支援に関する協議及び検討の場、4、支援を必要とする者の早期把握、5、地域住民等との連携の体制整備です。この事業の策定状況調査が平成31年4月1日に地域福祉計画策定状況の調査として国において行われました。それについて質問いたします。

鹿島市は全ての項目を策定済みと回答されております。この策定済みの内容について質問いたします。この策定状況については、鹿島市はほかの市町村に比べたら早く対応されております。

質問項目の1は、生活困窮者自立支援方策の位置づけ状況ということで、地域福祉計画の盛り込みについて、鹿島市の回答は策定済みとなっています。この盛り込まれた位置づけの内容を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

市の地域福祉計画に盛り込まれた位置づけ内容でございますが、まず1つ目に、生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項でございます。内容といたしましては、生活困窮者自立相談支援事業、それから、就労準備支援事業、家計改善支援事業で、地域福祉施策との連携を図っているのは奨学資金貸付事業、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子家庭自立支援給付金等でございます。

次に、生活困窮者の把握に関する事項については、社協、それから、各種相談員、家庭相談員、母子父子自立相談員、それから、DV相談員、障害相談員、それから、地域包括支援センター、ハローワーク、民生委員などの関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努めて、相談業務から就職支援までの生活困窮者からの自立に向けた支援を行いますということで記しております。

次に、生活困窮者の自立支援に関する事項でございますが、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を挙げております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは次に、包括的な支援体制の整備に関する事項の位置づけ状況、地域福祉計画でいずれか盛り込む、この項目も策定済みと回答されています。いずれか盛り込まなければならない内容が先ほど申しました5項目の事業です。その中で2項目だけ質問いたします。

1、支援を必要とする者、早期把握についての把握体制の構築状況を説明してください。もう一つ、2、地域住民等との連携について、どのように地域住民と連携する体制を構築していこうとしているのかを教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

改正社会福祉法の第106条の3において、地域福祉計画に盛り込まないといけない5つの事項が示されておりますが、先ほど議員がおっしゃった支援を必要とする者の早期発見につきましては、こちらは関係機関との連携を図ることで、様々な方面から情報が入ることが多いということで、積極的に連携を図りまして情報を共有しております。例えば、福祉課の各

種相談員等が様々な機関との連携を通して支援を必要とする者を発見して支援につなげているというような状況でございます。

続きまして、地域住民等の連携でございますが、こちらは民生委員とか区長を通じた様々な相談がございます。特に民生児童委員との連携につきましては、定例的に行われております民生児童委員の代表者会議、あるいは各地区の民生児童委員会には行政からも毎回出席をいたしまして様々な相談事例をお伺いして、その後、訪問等を行ったり、関係機関へつなげるなど、解決に向けて連携して取り組んでいるというような状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

困窮者の方々については、今まで質問してきておりましたように、市、地域住民、そして関係機関、特に社協との連携が必要だと思います。これは重要でありますので、これからも市においてはしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

以上で1 番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明19日午後1 時30分から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時8分 散会